

令和2年4月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中全員欠席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 4 番平井純子委員、 5 番利根川哲委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について 議案第 4 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) 及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】2020年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を行い、6月総会で意見を集約して提出することとした。 <p>【2】みどりの羽根募金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を行い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が自主的に募金を行うとした。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 40 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上直竹下分字中間野地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、蕨、小麦、こんにゃくが栽培されていて適正に管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主にジャガイモ、ナス、タマネギなどの露地野菜および柑橘類を中心に作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では露地野菜を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から車で約3分の所です。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上直竹上分にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大</p>

をしたく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜および果樹を中心に作付けしております。

所有地4, 037m²及び借入地3, 721m²については、適性に管理されております。

通作に関してですが、車で3分ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、小型バックホー1台、小型運搬車1台、耕耘機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

私も綿貫幸進委員、内野博司推進委員と同行して調査に行きましたが、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番

現地は資料で見るかぎりは、かなりの急斜面になっているように見えます。現地は、蕨など作付けされているようですが、トラクターでの作業をした場合に安全面に問題はありませんか。

議長

譲受人は、トラクターは所有しておらず、主に手作業で耕作しているので、問題ないと考えられます。また、現地は資料で見るほど急斜面ではありません。

事務局

譲受人からの作付け計画では、露地野菜となっていますが、事務局で確認したところ、白菜・じゃがいも・きゅうりなどを作付けするということでした。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。
なお、議案第1号 農地法第3条の規定の整理番号3-2については、議案第2号農地法第5条の規定の整理番号5-1と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。

【なしの声あり】

議長 なしの声をいただきました。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは関連する議案第2号農地法第5条の規定の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、審議を行います。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、4月25日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字下ヶ坂地内にございます。

農地の現況ですが、茶畠だった所を一部抜根し畑として利用する準備がされておりました。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については、ございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、インゲンなどの露地野菜、ラズベリー、キウイなどの果樹を作付けすることです。

また、前所有者が作付けした茶も一部を残して管理することです。

通作については、申請農地は自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、所有権移転については、特段問題ないと考えております。

続いて、整理番号5-1について、現地の状況を報告します。

申請地の北側は同時に農地法第3条の許可申請が出ている農地でございます。建物の配置図から、日照の問題は影響が無いと考えます。

周辺農地への影響についても特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

譲受人は、申請地隣接地に移住後、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ジャガイモ、インゲンなどの露地野菜およびキウイ、ラズベリーの作付計画が提出されています。なお、譲受人は、農業を営む実家で農作業に従事した経験があります。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、移住後の自宅に隣接していますので、常時農作業に従事できると考えられます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機1台を所有し、また、耕うん機を1台導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への

支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都の賃貸住宅にて妻と二人の子供と生活をしております。居住している住宅が子供の成長と共に手狭になったことから自己住宅の建築を考えたとのことです。

申請人は、自然豊かな環境での子育てを希望しており、居住地の隣接地で農作業ができる土地を選定していました。申請地が全ての条件を満たすことから住宅敷地として利用したく、申請されたものです。

また、申請地の一部を公衆用道路として利用することで、土地利用計画図が提出されています。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理

	番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
7番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1の資料について、石垣の様なものが写真で見受けられるが、どのような理由であるのか教えてください。
4番	元々、宅地だった所であった為、石垣があります。石垣の下側にも家を建てられる敷地があるのですが、先日の台風時に浸水している場所なので、今回の申請では、一段上側の場所に家を建てたいとのことです。
議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議を行います。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富

司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、4月23日に綿貫幸進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦苅場字下田地内にございます。

農地の現況ですが、適正に管理されております。南側は小畦川、東側は道路を挟んで林、北側は市道と住宅、西側は耕作放棄地の田があり、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

申請人は、新潟県で舞茸栽培・研究・販売を営む法人です。

需要拡大に応じて生産力及び流通の強化を図るべく、首都圏のインターチェンジ付近で約2ヘクタールの敷地面積が確保でき、主力生産品である高付加価値舞茸の黒舞茸の広告戦略に適合した山間地の森林に近接し、施設運営で負荷となる降雪が少なく、その他の必要な条件を満たす土地を探していました。新潟県内、寄居スマートインターチェンジ、藤岡インターチェンジ、その他、群馬県及び埼玉県で候補地を検討してきましたが、条件に見合う土地が無く、埼玉県飯能市の申請地が全ての条件に適合するため、舞茸栽培工場用地として利用したく申請されたものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資および出資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人及び仮登記権者並びに抵当権の他、利害関係人はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、地権者及び地域住民を含めた雇用計画をはじめとして、提出された書類及び聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、都市計画法第29条の規定に関する開発行為事前協議済及び開発行為許可申請が同時にされております。その他に、公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済、及び埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第5条第1項に関する申請許可済、並びに埼玉県砂防指定管理条例第3条第1項に関する行為許可申請については、都市計画法開発行為事前協議書提出により許可見込みとなっております。以上のことから、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、飯能市大字芦苅場地内の土地について一体利用の土地利用計画が提出されていることから、全体を含めた開発行為許可申請がされており、一体利用について特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、入間第二用水土地改良区からは申請内容について支障無しと意見書が提出されています。雨水については調整池を設置し、施設汚水及びオガ洗浄水は専用の個別浄化槽にて適切に処理することで計画が提出されています。周辺農地への土砂流出対策として、都市計画法第29条に適合した緩衝帯としての緑地を設置することで対応する計画が提出されています。その他、農地法第4条第6項第4号の規定及び『農地法の運用について』第2の1の(2)のイに抵触する該当事項はありません。また、申請地周辺で担い手農家への人・農地プラン及び農地利用集積計画の該当はありません。以上のことから、周辺農地への影響については、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた綿貫幸進委員、何かございますか。

7番

同行して調査しましたが、状況については山下富司委員の説明のとおりです。

議長

ただ今から質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

申請地は田ですが、造成等の計画はいかがでしょうか。

事務局	提出されている土地利用計画図等から適正な造成計画だと考えられます。また、関係機関への合議、関係法令の手続きなどでも特段の指示事項等はありませんでしたので、造成について特段問題はないと考えられます。
2番	雨水と排水については、調整池からどちらの水路に排水するのでしょうか。
事務局	市道の水路に排水します。
2番	北側の進入路について、工事等で大型車両が進入する際に、進入路の幅員は問題ありませんか。
事務局	進入路の幅員については、事前の関係機関との調整により、適正に指導されていると聞き取りをしております。
5番	融資と出資について、実現の目途は立っているのでしょうか。
事務局	融資二行のうち、一方はすでに融資証明が出されております。もう一方も融資の申し入れがされており、こちらについても融資の見込みがあると考えられます。また、出資の方についても直接出資が確約されております。以上のことから資金調達計画において、資力信用の要件は満たしていると考えられます。
5番	社員の雇用については、いかがでしょうか。
事務局	雇用計画書が提出されており、貸渡人並びに譲渡人である地権者とその親族、或いは近隣在住者への雇用周知・検討がされています。
5番	舞茸の生産工程と施設の関連性を教えてください。
事務局	理由書のほかに施設の概略説明書と生産工程の資料が提出されております。概略説明書によりますと現在の新潟県の既存施設から見て、目標生産量を運用する為には、提出された事業計画地の規模が必要となります。 舞茸の生産工程ですが、土地利用計画図によるとテントの南側に記されている場所が、菌床の原材料となるおが屑の備蓄場所となっています。 続いての工程としてテントの北側に記されている場所が、コーンミックス棟と呼ばれる所で、菌製おが屑とその他の原材料を混ぜることで菌床の材料となります。次に本体施設であります中央の舞茸栽培棟は、雑菌繁殖を防ぐためにおが屑を混ぜた菌床をまず殺菌処理し、舞茸菌を植菌します。菌床培養に約2カ月半の期間、舞茸の発生に約2週間をそれぞれ要します。以後、収穫・包装・出荷を同施設で行い、同施設から直販及び卸売市場へ流通させる計画でござい

	ます。 説明は以上です。
議長	おが屑の洗浄用とし尿・雑排水処理用の浄化槽をそれぞれ別々に設置していますが、浄化槽のBODやCODの設計値はどのくらいの目標値で設計されているのでしょうか。
事務局	ただいま頂いたご質問について、ご説明いたします。し尿・雑排水の浄化槽とは別に、舞茸栽培の工程で、菌床製造時のおが屑の洗浄の際に出る排水の浄化槽を別に設置しております。基準については、事前に埼玉県の西部環境管理事務所と協議しており、BOD及びCODについては、適正に処理できるように設計されております。 説明は以上となります。
議長	緑地にクローバー種の吹き付けと記載されていますが、緑地の機能として問題はありませんか。
事務局	関係各課等から適合するものと合議を得ています。
議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、説明いたします。 第1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、稲作、大豆、麦類を作付けしております。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。
次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。
また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。
説明は以上です。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
なお本議案中、本人に関する事項が係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員2名には、ここでご退席願います。

【 委員2名 退席 】

議長 質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。

それでは、山下敏郎委員、綿貫幸進委員には入室していただきます。

【 委員2名 入室 】

議長 続きまして、議案第4号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議案第4号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明いたします。

	<p>こちらにつきましては、農業委員会の事務の適正化に関連して、農業委員会自らが達成計画を立てまして、毎年度、点検・評価をしていくものでございます。</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>事務局より資料に基づいて補足説明いたします。</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の内容については、先月の3月総会にて事前にご説明させていただいた内容のとおりです。</p> <p>先週までに、ご質問やご意見等ありましたら事務局までにとご案内させていただいておりましたが、特段の変更はありませんでしたので、この場でご意見が無ければ、この内容で公表させていただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認し、公表することといたします。</p> <p>次に報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移ります。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【付議案件4 「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>

事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年4月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年5月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 1名出席) <p>※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催</p>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 6 番中里元委員、 9 番大久保博司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第 5 号 認定農業者の認定について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進委員の候補者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より候補者の説明を行い、候補者の選定に係る今後のスケジュール等の説明を行った。 <p>【2】農地の権利取得における下限面積の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回 6 月総会での議案審議に先立って、事務局より平成 27 年 6 月総会以降の農地法第 3 条による取得の状況や近隣市の状況等について説明を行った。

【3】2020年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について
・意見が出なかった為、意見無しで報告することに決定した。

【4】令和3年度農林関係税制改正に関する要望について
・次回6月総会での審議に先立って、事務局より説明を行った。

【5】農地利用状況調査について

・利用状況調査を7月から11月まで実施することとした。また、事務局から利用状況調査に関連し、
調査員4名、事務員1名の募集を行うことを報告した。

5. 閉 会

・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時50分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、5月23日に綿貫幸進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字芦荊場字向原及び字後野地内にあり、4筆、2, 753m²でございます。</p> <p>農地の現状は、字向原地内にはネギ、里芋、ブロッコリーが作付けされておりました。字後野地内には作付けはございませんでしたが、保全管理されておりました。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されることです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作をされており、主にいちご、ぶどう及び路地野菜を中心に作付けしていることです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではネギ及びサトイモ並びにホウレン草などを作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から車で5分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。</p>

譲受人は、大字芦苅場にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をし
たく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜および果樹を中心に行付けております。

所有地 15, 873 m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、申請地である大字芦苅場字向原地内の3筆は徒歩で3
分、大字芦苅場字後野地内の1筆は徒歩で1分ですので、容易にできると考え
られます。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽自動車2台、冷蔵庫1
台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4
号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50a
を申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地へ
の支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた綿貫幸進委員から、何かご意見等預かっていま
すか。

10番 預かっておりません。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番
号3-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-
2について審議いたします。

なお、整理番号3-2については、整理番号3-3、3-4、3-5につい

て、関連する事項がございますので、あわせて審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について、5月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下赤工字尾長地内にございます。

農地の現状は、4筆隣接しており栗の木が植えられてありました。下草は綺麗に刈ってありました。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については、全て耕作をされており、ジャガイモ及びカブ並びにネギ等を中心に作付けしているとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ及びトマト並びにピーマン等を作付けするとのことです。

また、通作については自宅から徒歩で1分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。説明は以上です。

議長

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下赤工にて農業経営を行っており、その農業経営を拡大したく申請するものでございます。

譲受人は露地野菜および茶、栗を中心に作付けしております。

所有地2, 159m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、徒歩で1分ですので、容易にできると考えられます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機2台、草刈り機1台、噴霧器1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを

申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番 現状を確認したところ、適正に管理されているという意見を預かっております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番 謙受人の職は、会社員ということですが、年齢を教えてください。

事務局 謙受人の年齢は、50代です。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について、個別に審議いたします。

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3

－4について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－5について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について審議いたします。

地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について、5月23日に綿貫幸進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下加治字郷路地内にあり、3筆、3, 780m²ございます。

農地の現状は、ジャガイモなどが作付けされておりました。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では柑橘類のウンシュウミカンとジャバラミカン及び梅ならびにヤーコンなどを作付けすることです。

また、通作については自宅から車で10分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

昨年度、譲受人には条件付で許可をしております。

この条件の内容とその後の経過につきまして、事務局より説明を求めます。説明は以上です。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

次に、現地の状況については、補足説明をさせていただきます。

譲受人は露地野菜および果樹を中心に作付けしており、所有地は適正に管理されています。

このたび、自宅から車で10分の通作可能な申請地について、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目から6つまで全て許可条件を満たしています。農機具については、

耕うん機1台、草刈り機1台、農機具倉庫1棟を所有し、また、トラクターを借りています。

続いて、山下富司委員から発議のありました、許可書に付した条件を読み上げさせていただきます。

許可の条件、営農計画および肥培管理について以下の2点に留意すること。

- (1) 今回の申請を含めて提出された営農計画に基づき適正な肥培管理を行い、収穫を目指すこと。以上の内容が履行されない場合、営農能力の不備とみなされ、今後の営農拡大の際の審査について支障をきたします。
- (2) 果樹の枯木等は病害虫の発生源になる事もあるので十分に管理すること。

以上が昨年度の許可書に付した許可条件となります。

続いて、その後の経過について説明いたします。

事務局で譲受人が所有する平松地区や双柳地区の農地を事前に現地確認をしました。結果、未作付け地があつたり農地の中心部に草が繁茂している状態が見受けられるとともに、草刈りは、している形跡はあるものの、肥培管理された形跡は確認できませんでした。

また、植樹はされていますが幼木が多く、中には、枯れ死している幼木もありました。

現地の農地の状況から、譲受人の営農計画や肥培管理状況などの実態を確認したく、譲受人に対して、聞き取りを行いました。また、聞き取りの結果、譲受人から営農計画書の提出を求めることしました。

このことに対して、農業委員会としては、譲受人に対して、ヒアリングを実施することとし、譲受人から明確な営農計画や肥培管理をはじめとする管理状況を確認することとなりました。

補足説明は以上です。

議長 山下富司委員、同行して調査していただいた綿貫幸進委員から何か意見を預かっていますか。

10番 特に預かっておりません。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番 先程事務局から説明がありましたが、昨年度、条件を付して許可をした農地の耕作状況について、もう少し詳しく教えてください。

事務局 事務局で現地確認をした結果、平松団地東側の農地2筆について、1つ目の

農地には未作付け地があり耕うん管理されている形跡もありませんでした。

もう一方の農地は、面積の2割程にあたる中心部に人の背丈程の草が繁茂している状態であり、周辺に甘柿3本、みかん2本、ゆず1本、南天1本の幼木が植樹されている状態でした。また用途不明のヒイラギの幼木が1本植樹されておりました。2筆とも草刈りについては、近日されている形跡はありましたが、肥培管理された形跡はいずれもありませんでした。

また、別の平松地区の農地1筆については、みかんの幼木が植樹されており、中には枯れ死している幼木もありました。草刈りについては近日されている形跡はありましたが、一部分については草が伸び始めている所もありました。

そして、平松地区の小畦川沿いの農地6筆については、複数品種の甘柿28本、栗26本、ブルーン6本、プラム14本、みかん9本の幼木が植樹されており甘柿については9本に果実が生りはじめました。内訳としては甘柿3本と栗3本が枯れ死していました。草刈りについては、定期的に薙いでいる形跡がありました。

平松地区の農地からみて南側にある双柳地区の農地1筆については、複数品種の梅の幼木42本が植樹されていました。全体の面積の3割程にあたる北側低地は未作付け地となっていました。こちらも草刈りについては、定期的に薙いでいる形跡がありました。

説明は以上です。

10番

今回も果樹の作付けとのことですが、前回同様条件を付けることが良いと思います。

1番

労力数7人について、もう少し詳細な説明を願います。

事務局

昨年度では労力数5人でした。労力数5人については、譲受人の知り合いの農家と聞き取りしております。また、今回追加された2人については、譲受人の娘婿と芦苅場で農業経営をしている方だと聞いております。

議長

先程、山下富司委員から許可条件を付けることについて提案がありました。今までの意見をまとめると、許可に条件を付すことでいかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-6について、条件を付して許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については条件を付して許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について審議いたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、5月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字中藤中郷字久根花地内にございます。</p> <p>農地の現状は、申請人の自宅への通路敷地とされていました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、宅地が北側と東側に接しており、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、居住地の宅地への接道として、通路敷地として利用したく申請したことです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する住居にて妻と母の3人で生活しております。</p> <p>申請人の娘夫婦から所有地に分家住宅を建てる相談を受けたことから、居住地の調査をしたところ、県道から自宅敷地への通路が無く、自宅への進入路として利用している場所が農地であることが判明しました。</p>

このたび、申請地を自宅への進入路として宅地拡張し、生活環境維持のため
に利用したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して経費はございません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと
いうことはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはない
と考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 山下敏郎委員、同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見
を預かっていますか。

2番 特にございません。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局
から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議をいたします。</p> <p>地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、5月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下畠字宮倉地内にございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されていました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周囲を宅地と道路に囲まれており、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在狭山市にて妻と子供の3人で生活しております。</p> <p>以前から自然豊かな場所で家庭菜園をしながら生活したいと考えており、また、飯能住まい制度の現地案内を受けたことから、飯能市内への転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p>

飯能住まい制度としては21件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金および融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

議長	こちらの案件につきましても地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、5月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。市営住宅の岩渕団地の北側に位置しております。</p> <p>農地の現状は、現地調査の時点では、保全管理されていました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周囲を宅地と道路に囲まれており、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在東京都練馬区にて妻と2人で生活しております。</p> <p>戸建て住宅の建築計画をするにあたり、家庭菜園ができる広い土地で子育てができる環境を条件としており、飯能住まい制度を紹介されたことから、飯能市内への転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p> <p>飯能住まい制度としては22件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。</p> <p>申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、全額融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p>

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと
いうことはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。
それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、5月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中藤中郷字久根花地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、宅地が北側と東側に接しており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、土地所有者の分家である譲受人が分家住宅敷地として利用したく申請したことです。

説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は夫と二人で生活をしております。</p> <p>出産を控え、現在住んでいるアパートでは手狭なこと、また、自然が豊かな環境で子育てを希望しており、自然豊かで実家と行き来ができる条件に土地を探した結果、両親の所有する農地に分家住宅を建築したく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費に對し、両親からの融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	山下敏郎委員、同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見を預かっていますか。
2番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事

務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、5月20日に大久保博司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字飯能字松井戸地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、宅地が南側に接しており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、分家住宅敷地として利用したく申請したことです。説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は両親と妻と子供の6人で生活しております。

現在両親と同居している住宅が手狭で不便であるため、実家と行き来ができる、また、将来必要であろう両親の介護ができるることを条件に土地を探した結果、両親の所有する農地に分家住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されてい

る道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可行為申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました大久保博司委員何かござりますか。

9番 中里元委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 それでは、説明いたします。

まず、第1番の方についてです。

昨年5月に初めて利用権設定をし、飯能市に新規就農した方です。現在は、所沢から飯能へ移り住み、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。

経営作物としては、大豆、麦、露地野菜等の様々な品種の野菜です。

販売方法としては、個人宅への野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。

続いて、第2番の方についてです。

「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、平成29年4月から飯能市に新規就農している方です。

経営作物としては、主に露地野菜でございます。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無しとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第5号認定農業者の認定について議題といたします。

事務局長	<p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号認定農業者の認定について、ご説明いたします。</p> <p>【資料に基づき説明】</p> <p>なお、詳細につきましては、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聞くことが求められておりますので、提案するものです。</p> <p>今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。</p> <p>次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。</p> <p>また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。</p>
議長	<p>申請者の農業経営状況について教えてください。</p>
10番	<p>申請者は、作付けを増やしています。また、2年前から申請者の親族が、農業経営に関わっている状況であり、後継ぎも決まっているので特段問題は無いと思います。</p>
議長	<p>その他、何かございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無しとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。</p> <p>次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法</p>

第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いたします。

【なしの声あり】

議長 無しとのことですので、次にその他事項に移ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【付議案件4 「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和2年5月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年6月 飯能市農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年6月25日 (木曜日)																																																																
開催場所	飯能市役所本庁舎別館 第3会議室																																																																
開会・閉会時刻	開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分																																																																
議事參與者 (出席委員10名) (推進委員9名)	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> <tr> <td>1番 松本 健一</td> <td>出</td> <td>2番 山下 敏郎</td> <td>出</td> <td>3番 関谷 英男</td> <td>出</td> <td>4番 平井 純子</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番 利根川 哲</td> <td>出</td> <td>6番 中里 元</td> <td>出</td> <td>7番 綿貫 幸進</td> <td>出</td> <td>8番 吉田 勝紀</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番 大久保博司</td> <td>出</td> <td>10番 山下 富司</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> <tr> <td>1番 石田 常夫</td> <td>出</td> <td>2番 内野 博司</td> <td>出</td> <td>3番 大野 次夫</td> <td>出</td> <td>4番 落合 久明</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番 柏崎 光一</td> <td>出</td> <td>6番 都築 敏夫</td> <td>出</td> <td>7番 野口 栄一</td> <td>出</td> <td>8番 柳戸 光重</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番 吉田 彰宏</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	1番 松本 健一	出	2番 山下 敏郎	出	3番 関谷 英男	出	4番 平井 純子	出	5番 利根川 哲	出	6番 中里 元	出	7番 綿貫 幸進	出	8番 吉田 勝紀	出	9番 大久保博司	出	10番 山下 富司	出					氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	1番 石田 常夫	出	2番 内野 博司	出	3番 大野 次夫	出	4番 落合 久明	出	5番 柏崎 光一	出	6番 都築 敏夫	出	7番 野口 栄一	出	8番 柳戸 光重	出	9番 吉田 彰宏	出						
氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠																																																										
1番 松本 健一	出	2番 山下 敏郎	出	3番 関谷 英男	出	4番 平井 純子	出																																																										
5番 利根川 哲	出	6番 中里 元	出	7番 綿貫 幸進	出	8番 吉田 勝紀	出																																																										
9番 大久保博司	出	10番 山下 富司	出																																																														
氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠																																																										
1番 石田 常夫	出	2番 内野 博司	出	3番 大野 次夫	出	4番 落合 久明	出																																																										
5番 柏崎 光一	出	6番 都築 敏夫	出	7番 野口 栄一	出	8番 柳戸 光重	出																																																										
9番 吉田 彰宏	出																																																																
議案説明者	木崎晃典																																																																
事務局(書記)	馬場宏幸 山川浩義 片野陽介																																																																

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 7 番綿貫幸進委員、 10 番山下富司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ・議案第 4 号 非農地判定について ・議案第 5 号 農地の権利取得における下限面積の設定について ・議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より候補者 1 名ずつ説明を行い、全候補者が適格者であることを確認した。 確認結果は 7 月発足の次の農業委員会へ申し送りすることとした。

【2】農業振興地域整備計画の変更について

- ・委員及び担当推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして意見が決定した。

【3】農地利用状況調査について

- ・農地利用状況調査の調査員、事務員の紹介とスケジュールについて事務局より説明を行った。

【4】令和3年度農林関係税制改正に関する要望について

- ・要望が出なかった為、要望無しで回答することとした。

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時30分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>なお本議案中、本人に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p>
	<p>【委員1名 退席】</p>
議長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月23日に山下富司委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内にございます。</p> <p>農地の現状は、作付けはされておらず、農業用の通路として供されておりました。</p> <p>譲受人は、既存所有農地への進入路としたく申請されることがあります。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大を</p>

したく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウ及び梨・キウイを中心に行付けております。

譲受人の同一農地農家台帳に登載された父親所有 14, 762 m²については、適性に管理されております。

今回、これまで既存所有農地への進入路として譲渡人の好意により通行させていただいている申請地を自身の所有農地として通行できるようにするために申請するものです。

申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地・同一農地農家台帳登載農地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました山下富司委員何かございますか。

10番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許

可申請の整理番号 3－1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－1 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
委員 1 名には入室していただきます。

【委員 1 名 入室】

議長 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について審議いたします。
地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4 番 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、6 月 22 日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下名栗字和田地内にございます。

農地の現状は、茶畑が綺麗にカットされております。

譲受人は、農業経営開始のために申請されるとのことです。

なお、申請地については譲受人が譲渡人の手伝いとして、農業に従事しております、引き続き申請地で耕作することです。

譲受人の所有地については、ございません。

また、譲受人から、申請地に茶、じゃがいも、ダイコン、ネギ、ナス等の作付計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩で 1 分とのことです。

以上のことから、現地調査を行ったところ、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、平井純子委員の説明のとおりです。
譲受人は、譲渡人の農業経営を手伝っていました。
今回、申請地を譲り受けることで、所有農地として農業経営をしたく申請するものでございます。
譲受人からは、じゃがいも、ダイコン、ネギ、ナス等の露地野菜と茶の作付計画が提出されています。
なお、作付計画にあるお茶については、大字下名栗地内にある飯能市農林産物加工直売所に出荷していることを代理人及び出荷先の関係者に聞き取りしております。
譲受人の所有農地はございません。
また通作に関してですが、申請地は自宅から徒歩1分ですので通作可能だと考えます。
こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かござりますか。

推9番 現地確認による農地の状況は、平井純子委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整

理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、関連する事項がございますので、併せて議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、審議いたします。

地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4について、6月23日に綿貫幸進委員と都築敏夫推進委員と柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下加治字郷路地内にございます。

農地の現状は、一部雑草は生えておりますが、それ以外のほとんどの農地は適正に作付けされております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されることがあります。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではみかん及び梅などを作付けすることです。

譲受人の所有農地につきましては、みかん、ゆず、梅、栗の他、ヤーコンや菊芋などの露地野菜が作付けされていますが、所有農地の一部について、未作付地がありました。

また、通作については自宅から車で5分ほどとのことです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、その農業経営を拡大したく申請するものでございます。

譲受人は果樹及び露地野菜を中心に作付けしております。

所有地7, 859m²及び借入地780m²について、果樹や露地野菜の作付がありますが、一部未作付地がございます。

通作に関してですが、車で約5分ですので、容易に出来ると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませんが、現時点では自己所有農地及び賃借農地で、生育状況が芳しくなく、また、枯死した果樹があることから、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うことができるか判断いたしかねます。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台、農機具倉庫1棟を所有し、また、トラクターを借りています。

現在の機械所有状況においては、先の理由から申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うことができるか判断いたしかねます。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、現在の労働員数は譲受人を含めて9名で、本人以外の8名のうち常用1名、臨時7名となっております。

なお、提出していただいた経営計画について、農業従事者の稼働日数の申告がございませんでしたので、常時農作業に従事することができるか判断いたしかねます。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

また、総会での審議に先立って、譲受人に対して申請に関するヒアリングを実施いたしました。

補足説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。
7番	山下富司委員の説明のとおりです。
議長	同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。
推6番	山下富司委員の説明のとおりです。
議長	同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番	山下富司委員の説明のとおりです。
議長	現地調査については以上となります、事務局の補足説明で、譲受人に 対するヒアリングを実施した委員の方、お一人ずつ、ご報告いただきたい と思います。 関谷英男会長職務代理いかがでしょうか。
3番	譲受人の既存農地には、今回の申請した面積と同じくらいの未作付け地 があります。そうしたことから譲受人には、その場所の作付けをしっかりと してから、新しく農地を取得したらどうかと進言してみましたが、未作付 け地についてはそのうちしますとの回答でした。
議長	綿貫幸進委員いかがでしょうか。
7番	関谷英男会長職務代理の説明のとおりですが、作付けだけではなく、肥 培管理などもしていないので、譲受人に質問したところ、そのうち作付け をしますとの回答でした。
議長	山下富司委員いかがでしょうか。
10番	譲受人から提出された営農計画書によると、アドバイザーや労働人員な ど本人も含めて9名もの人数が記されていますが、実際に果樹が植えられ ている現場に行ってみると、下草を刈っただけで、まるで果樹の営農拡大 を目指しているとは思えませんでした。営農管理が不備であるのは、ヒア リング時に譲受人も認めております。 また、今回の3条取得の申請も申請書には、営農拡大が目的とあります が、実際は営農拡大というよりも、譲渡人から頼まれたのが理由だと譲受 人本人も回答しております。 このような目的での農地取得は、農業委員会としては審議できないと譲 受人に説明しましたが、あくまで申請は取り下げないとのことでした。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及 び事務局から補足説明及びヒアリング結果報告を踏まえて、議案第1号農 地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	直近の取得農地の作付けや管理状況を聞きたいのですが、先月許可した 農地はいかがでしょうか。

事務局	譲受人の話では、所有権移転の手続きが未了であり、耕作できないとのことでした。また、昨日事務局で確認した農地については、一部作付けはされていましたが、半分以上の面積は耕運もされていない状態でした。
7番	それ以前の取得農地の管理状況について、平松団地の東側の農地などは、いかがでしょうか。
事務局	6月10日のヒアリング前に担当委員と事務局とで実施した現地調査では、作付けはされていませんでしたが、昨日、事務局で現地へ行って確認したところ、作付けがされておりました。ただし、大字双柳の農地については、未作付け地がございました。状況としては、柿が作付けされており、本数は20本でした。
2番	先程の事務局からの説明の中の審査基準において、判断しかねるという報告がありましたが、どのような意味ですか。
事務局	譲受人が所有する農地の作付け状況や管理状態が、提出された作付け計画や営農計画書などと著しい齟齬があり、また、譲受人の営農計画が不明瞭である為、判断しかねると報告させていただきました。
2番	譲受人の営農計画は、明確さに欠けます。所有地でも実態が伴っておらず、営農能力に疑問を感じています。
議長	利根川哲委員、果樹農家として、どう思われますか。
5番	譲受人の営農計画の中で雇用人数が記載されていますが、この人数がいて、この経営農地の現状はあり得ません。人数を揃えただけでは営農計画とは言えません。
議長	内野博司推進委員、専門的な知見から意見はありますでしょうか。
推2番	これだけ拡大しても、販路が決まっていないとなると、収穫するにしても大変であり、将来的な計画があるのか疑問があります。その点が営農計画に記されていないのであれば、営農計画の不備と言えます。
議長	私も調査の時に現地を確認しましたが、草刈りのみで、肥培管理などはしていませんでした。3年前に植えたはずのミカンや栗など、生育が芳しくなく適正に管理されているとは思えません。

10番	譲受人は、後継者に関するお考えはお持ちでしょうか。果樹や栗などは、成木になるまで数年はかかります。本人が高齢ということもあり、10年後の想定はあるのですか。
事務局	後継者について、譲受人に聞き取りをしたところ、明確な回答はありませんでした。
7番	<p>計画書の作業従事者の名前を見ると、ほとんど譲受人と同年代か年上の方のようですが、作業は適切に従事されているのでしょうか。</p> <p>私の農地が譲受人の所有している農地の付近にあるので、譲受人の農地を見る機会が多いのですが、今まで、譲受人の農地で作業をしている人は1人くらいです。</p>
推5番	過去の譲受人の申請を振り返ってみても、譲受人の計画性や実行性に疑問を感じていました。そして、今回のヒアリングの内容や譲受人が管理している農地の現状報告を聞く限り、今後も譲受人に対し注意が必要かと感じます。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告、事務局から補足説明及びヒアリング結果報告を踏まえて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3、整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。
10番	<p>現地調査では、作付けされていた梅は剪定されておらず、果樹については枯れ死した場所もありました。また、肥培管理なども適正にされていませんし、現地の状況から判断すると、計画書に記載されている労働人数が當時作業に従事しているとは確認できませんでした。機械などの設備投資等も、所有面積や作付け計画からしたら貧弱であり営農計画に不備があると思います。このような現状であるのは、譲受人本人もヒアリングの際に認められております。これだけの営農管理に不備がありながら、さらなる規模拡大の為に農地を取得するのは営農計画に実現性があるとは考えられません。</p> <p>以上のことから、申請地取得後において、耕作の事業に必要な農作業に當時従事され、また、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うことが出来るとは認められない為、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4については、不許可が望ましいと考えます。</p>
議長	山下富司委員から、譲受人の営農計画は、既存経営農地で適切な肥培管

理がされているとは言えず、現在の労働人員及び設備投資を含めた営農計画の不備があり、農地法第3条2項1号及び4号に該当することから、不許可とする事が望ましいとの発議がございました。

ここまでの中で、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、ただいま発議のありました不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、不許可するものとします。

議長 続けて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとします。

整理番号3-3、3-4につきまして、事務局は総会終了後、速やかに不許可の該当条項を申請者に通知してください。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、審議いたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につい

て、6月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中藤下郷字柚木谷戸地内にございます。

農地の現状は、申請地の3筆いずれも作付けはありませんでした。

周辺農地への影響ですが、南側は県道南飯能線、北側は貸渡人所有の宅地となっており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、申請地を資材置場及び駐車場としたく申請するものです。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、大字中藤下郷地内で建築業を営む法人です。

ここ数年、申請人の仕事は順調で建築資材が増えており、既存資材置場が不足しています。現在の状態を解消するために、新たな資材置場を確保すべく付近の資材置場を探しましたが、確保できず、今回申請地を借受け、資材置場及び駐車場としたく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、借受地である宅地2筆と一緒に利用しますが、既に賃貸借契約がされ、事務所として利用されておりますので、問題ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番 貸渡人と借受人が、同じ名字ですが、何か関係はありますか。

事務局 貸渡人は、借受人からみて叔母にあたります。

議長 その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は相続人の住宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計692m²の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域にある農地です。

現地については、ナス、キュウリ、タマネギ、長ネギ等の露地野菜が作付けされていました。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

それでは、審議を行います。

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。

9番

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、6月20日に野口栄一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、征矢町地内にある畝2筆692m²で、現況は、ナス、キュウリ、タマネギ、長ネギ等の露地野菜が作付けされていました。

相続人は、大字前ヶ貫で農業経営をしています。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩で約10分のことです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することについては、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長	同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かござりますか。
推7番	大久保博司委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第4号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第4号非農地判定について説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については担当から補足説明いたします。
事務局	それでは、議案第4号非農地判定について、補足説明いたします。 今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区および吾野地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。 対象農地は3筆、1,141m ² です。本日、この意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)が、資料3のとおりとなっており、3筆のうち2筆、1,000m ² が、非農地判定となる農地となります。 説明は、以上です。
議長	本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。 まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいた

	します。
2番	<p>議案第4号 非農地判定について、柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現況は非農地としてすることで、特段の問題はございません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。
推5番	山下敏郎委員の説明のとおりです。
議長	続いて吾野地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。
5番	<p>議案第4号 非農地判定について、6月17日に松本健一委員、大野次夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>まず、1筆については、現況は非農地としてことで、特段の問題はございません。</p> <p>一方の1筆については、ゆず、梅、お茶などが植えられており、野木のようになっており以前は畑で、この農地に隣接している場所では、鳥獣被害対策の電柵が設置されており、適正に作付けされておりました。周辺農地への影響から非農地判定に適当ではないと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました松本健一委員、大野次夫推進委員、それぞれ何かございますか。
1番・推3番	利根川哲委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、原案のとおり3筆中2筆について非農地としてで、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】	

議長	<p>全員賛成でございますので、非農地判定結果の丸印の農地2筆については非農地とすることといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。</p> <p>飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、その他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。</p> <p>この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。</p> <p>5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長

議案第6号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、説明いたします。

第1番の方は、以前は、飯能市農業青年会議所にも加入されていました。現在は、内城菌を使った肥料栽培を行っています。

経営作物としては、水稻の伊勢ひかり・ミルキークイーン・彩のきずな、その他はジャガイモ、ニンニクを作付けしています。

販売方法としては、主にJAいるま野農業協同組合の直売所、観光案内所、温泉施設を販路としています。

続いて第2番の方についてです。

今回、初めて利用権設定をする方です。

経営作物としては、主にナス、トマト、とうがらしほか多品種です。

販売方法として、主に野菜を扱うお店、ネット、妻の知人が経営する飲食店への販売を行っております。個人で15件ほどの顧客がいるとのことです。

続いて第3番の方についてです。

今回すべて新規の利用権設定ですが、大字下川崎字障子の2筆につきましては、5月末まで代表取締役が個人として利用権の設定を受けて営農していました。このたび、法人として利用権の設定を受けて営農開始をするところであります。

経営作物としては、主に大豆、小麦、菜種です。

販売方法として、主にEU圏の知人が経営するレストランへの販売を考えております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号の口、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、整理番号1から整理番号3いずれも認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和2年7月 飯能市農業委員会臨時総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より開会を宣言した。(午後 2 時 30 分)
2. 臨時議長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第 107 条の規定に準じて臨時議長を指名することで全委員異議なく 年長委員の吉田勝紀委員に決定した。
3. 仮議席の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議長が仮議席の指定を行った。
4. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議長が仮議席番号 1 番江原良弘委員と仮議席番号 2 番大河原佐智子委員を指名した。
5. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 会長互選について ・議案第 2 号 会長職務代理者の互選について ・議案第 3 号 議席の決定について ・議案第 4 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
6. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進 1・1・1 運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より農地利用最適化推進 1・1・1 運動推進要領及び重点推進地区の設定状況について説明を行い、現体制でどのように活動計画を立てるかお諮りした。 <p>【2】令和 2 年度農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より開催日、会場などについて説明を行った。

7. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時45分)

臨時議長	<p>これより議事に入ります。はじめに、議案第1号会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき会長の互選を行います。</p> <p>お諮りいたします。会長の互選の方法はどのような方法で行いますか。</p>
仮3番	【挙手】
臨時議長	大久保博司委員の発言を許可します。
仮3番	会長の互選について、指名推薦にすべく動議いたします。
臨時議長	<p>ただいま、大久保博司委員から会長の互選は、指名推薦にすべく旨の動議がありましたので、お諮りいたします。</p> <p>本動議を直ちに議題としてよろしいか賛成の委員は、挙手願います。</p>
	【全員挙手】
臨時議長	<p>飯能市農業委員会会議規則第8条による2分の1以上の同意がありましたので、動議は成立いたしました。よって本動議を議題として採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本動議につきましては、地方自治法第118条第2項の規定の準用により、全員の方の賛成が必要となります。</p> <p>本動議のとおり、会長の互選について指名推薦することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	【全員挙手】
臨時議長	<p>全委員の賛成が得られましたので会長の互選について、指名推薦によるこの動議は可決されました。</p> <p>お諮りいたします。指名につきまして、どなたかいらっしゃいますか。</p>
仮8番	【挙手】
臨時議長	利根川哲委員の発言を許可します。
仮8番	会長には、吉田勝紀委員にお願いしたいと存じます。
臨時議長	ただいま、利根川哲委員から吉田勝紀委員を指名する旨の発言がございました。

	<p>他にございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>それでは、他にないようすでにお諮りいたします。当選人と定めることについて、地方自治法第118条第3項の規定の準用により、全員の同意が必要となります。</p> <p>ただいま、利根川哲委員からの指名がありました吉田勝紀委員を会長の当選人と定めることに同意される委員は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
臨時議長	<p>全委員の同意が得られましたので、ただいま指名がございました吉田勝紀委員を会長の当選人とさせていただきます。</p> <p>私が会長に当選ということになりましたので、本席から当選の告知とさせていただきます。会長が決まりましたので、これで臨時議長の職を解かせていただきます。</p> <p>それでは、私が新たに会長に就任させていただきましたので、ここであいさつをさせていただきます。また、引き続き議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【会長就任のあいさつ】</p>
議長	<p>それでは引き続き議事を進めさせていただきます。</p> <p>議案第2号 会長職務代理の互選について農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者の互選を行います。</p> <p>お諮りいたします。会長職務代理者の互選の方法は、会長の指名推薦で行いたいと存じますが、賛成の方は挙手願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>飯能市農業委員会会議会則第10条による過半数の賛成者がありましたので、会長より指名することに決定いたしました。</p> <p>それでは指名致します。</p> <p>柏崎光一委員を、会長職務代理者として指名致します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、会長より指名いたしました柏崎光一委員を会長職務代理者の当選人とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>飯能市農業委員会会議規則第10条による過半数の賛成者がありましたので、柏崎光一委員を会長職務代理者の当選人と決定いたします。</p> <p>ただいま、会長職務代理者に当選されました、柏崎光一委員を本席から告知いたします。</p> <p>それでは、柏崎光一委員につきましては職務代理者席へ移動してください。</p>
	<p>【職務代理者 指定席へ移動】</p>
	<p>それでは、会長職務代理者に当選されました、柏崎光一委員に当選承諾のごあいさつをお願いします。</p>
会長職務代理者	<p>【会長職務代理者あいさつ】</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号 議席の決定について審議いたします。</p> <p>議席の決定につきましては、飯能市農業委員会会議規則第6条の規定によりくじで決定したいと思います。</p> <p>事務局はくじを用意してください。</p>
議長	<p>仮議席番号1番からくじを引いて下さい。</p> <p>事務局は、抽選を開始してください。</p>
	<p>【仮議席番号1から順次くじを引き】</p>
議長	<p>全員の方がくじを引いていただいたでしょうか。</p>
	<p>【もれなし】</p>
議長	<p>それではお手元のくじの番号により、議席を決定させていただきます。恐れ入りますが、各委員は議席順に着席をしていただきたいと思います。</p>
	<p>【議席の移動】</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明をいたします。</p> <p>本案は農地利用最適化推進委員の委嘱について農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、今回の委嘱につきましては、新たな農業委員会が発足した後に委嘱することとなっております。既に農地利用最適化推進委員の候補者の方々につきましては、令和2年2月19日から令和2年3月19日までの間に募集を行いまして、前農業委員会において候補者の選考を行っており、全候補者が適格者相当であると承認されていますことをお伝えさせていただきます。</p> <p>なお、説明につきましては、一括して全員の方をご説明させていただき質疑を行いますが、審議については、1名ずつご審議をいただく形となります。</p> <p>それでは、整理番号順にご説明をさせていただきます。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上になります。</p> <p>議長 質疑に入ります。ただいま事務局から説明のありました推進委員候補者9名については、一括で質疑を取り行うものといたします。</p> <p>質問、意見等はございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>議長 なしの声がありましたので、整理番号ずつ審議をいたします。はじめに整理番号1の内野博司氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>議長 全員賛成ですので、整理番号1の内野博司氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号2の大野忠司氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>議長 全員賛成ですので、整理番号2の大野忠司氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p>
------	---

	<p>続きまして、整理番号3の落合久明氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でありますので、整理番号3の落合久明氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号4の河野和昭氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でありますので、整理番号4の河野和昭氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号5の古谷英紀氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でありますので、整理番号5の古谷英紀氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号6の保谷剛正氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でありますので、整理番号6の保谷剛正氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号7の松本健一氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でありますので、整理番号7の松本健一氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号8の的板徳市氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>

議長	<p>全員賛成でありますので、整理番号8の的板徳市氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号9の吉田彰宏氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でありますので、整理番号9の吉田彰宏氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>候補者全ての方に委嘱することとなりました。</p> <p>それでは、委嘱されることとなりました皆さんに入室していただきます。</p> <p>【農地利用最適化推進委員候補者入室】</p>
議長	<p>それでは、全農業委員から委嘱について承諾を得られましたので、農地利用最適化推進委員の方々の委嘱を行います。</p> <p>【会長より委嘱状を渡す。】</p>
事務局長	<p>それでは、ここで農地利用最適化推進委員の方々が決定いたしましたので、改めて農業委員会委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>【農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の自己紹介】</p>
事務局	<p>【自己紹介】</p>
議長	<p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>【付議案件6「その他」に記載】</p>
事務局	<p>質問、意見等があればお願いします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>以上で、予定された全ての議案の審議等が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局長	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理にお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>以上で、令和2年7月農業委員会臨時総会を閉会いたします。</p>

令和2年7月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 2 番綿貫由美子委員、 3 番利根川哲委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進 1・1・1 運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動体制案を提示し、意見を求めた。 <p>【2】令和 2 年度利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況調査の概要及び調査員の紹介を行った。 <p>【3】令和 2 年度農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠の確認 (書面) 及び当日の集合時間等を報告。

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時45分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿いまして、順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願い致します。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたしました。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p>【1名の委員退室】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。</p> <p>大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、7月21日に松本健一推進委員と現地調査をしましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内にございます。</p> <p>農地の現状は、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では白菜を作付けとのことです。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事している事から申請地取得後も農作業に常時従事されるものと考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から1分ほどとのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、ブドウ及び梨・キウイを中心に行なっています。</p> <p>所有地14, 762m²については、適性に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、徒歩で1分ですので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました松本健一推進委員何かございますか。
推7番	大久保博司委員の説明のとおりです。
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 委員 1 名には入室していただきます。</p>
	<p>【1名の委員入室】</p>
議長	<p>続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3-2 の案件について審議いたします。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、委員 1 名には、ここでご退席願います。</p>
	<p>【1名の委員退室】</p>
議長	<p>それでは、整理番号 3-2 について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6 番	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3-2 について、7 月 21 日に落合久明推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字上名栗字竹原地内にございます。</p> <p>農地の現状は、タラの芽、ナス、きゅうり等の夏野菜が作付けされておりました。雑草等などもきれいにされております。また獣害対策のためにネットで囲われておりました。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付計画書が提出されており、計画では、白菜、大根、玉ねぎ、じゃがいも等を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については、自宅の目の前のところです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2 について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

	<p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上名栗にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、じゃがいも、ネギ、キャベツ、ホウレンソウ、お茶を中心を作付けしております。</p> <p>所有地 9 6 4 m²については、適性に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、自宅と隣接しておりますので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 a を申請地が超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました落合久明推進委員何かございますか。
推3番	よく管理されておりまして、全く問題ないと思います。
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 委員 1 名には入室していただきます。
	【1名の委員入室】
議長	続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5-1 について、7月 22 日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上直竹下分字宮ノ脇地内にございます。 農地の現況は、作付けはされてない状態です。農地転用による周辺農地への影響ですが、申請地の南側が山林、北側は竹林、西側がコンクリートであることから、周辺農地への影響は特段ないと思います。 以上のことから現地調査を行ったところでは、農地転用申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、大字上直竹下分地内で製造業を営む法人です。 ここ数年、製造販売しているコンクリート製品の生産受注量の増加に伴

	<p>い、現在の所有地では製造品置場の確保が困難な状況です。現在の状態を解消するため、所有地と隣接している今回の申請地を借受け、資材置場としたく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、既存地である宅地及び雑種地と一体で利用しますが、既に資材置場として利用されておりますので、問題ありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>私も同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推3番	既存敷地は、資材置場として使っているのですか。
事務局	既に資材置場として使用しております。
推3番	接道は、問題はありませんか。

事務局	関係課に確認しましたところ、特段問題はないとのことです。
8番	公図がずれていますが、実際の土地はどのようにになっているのですか。
事務局長	図面上は空地のようになっておりますが、実際は繋がっております。
3番	申請地の東側も資材置き場として使っているということですか。
事務局	既に資材置き場です。
議長	その他、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	説明は以上です。
	なお、詳細につきましては担当から説明いたします。
事務局	それでは、説明いたします。 まず、第1番の方についてです。 大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畠地内にて農業経営を行っております。 建設資材のリース業を行っていることから、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。 経営作物としては、レタス、小松菜、ルッコラ、水菜等です。

続いて、第2番の方についてです。
「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、平成29年4月から飯能市にて新規就農している方です。
経営作物としては、主に露地野菜のブロッコリーです。
販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。
続いて、第3番の方についてです。
先月に続いての利用権設定ということですが、下川崎字障子の筆につきましては、先月、利用権設定をした農地と隣接しており、農地の利用集積を図るものでございます。
経営作物としては、主に大豆、小麦、菜種、サツマイモなどです。
販売方法として、主に知人が経営するレストランへの販売を考えております。
なお、今回の利用権設定の農地は、何れも新規の取り扱いのものとなります。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、3者とも適合するものと判断されます。
次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、いずれも認められると判断されます。
又、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、いずれも認められると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。
説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年7月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年8月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10 名中 9 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 4 番江原良弘委員、 6 番柏崎光一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 非農地判定について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進 1・1・1 運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7 月総会での意見を踏まえて、班編成等を決定した。 <p>【2】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の斡旋について依頼した。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 15 分)

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようにご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします

推1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、8月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されることがあります。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では玉ねぎ、トマト、きゅうり、とうもろこし等を作付けするとのことです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地で、西側は農地となっており農地所有者からの承諾書が提出されております。また、北側は私道となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、狭山市在住の公務員です。申請地隣接地に優良田園住宅制度を用いて移住後に、農のある暮らし「農地利用型」として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トウモロコシ、トマト、ナス、キュウリ、タマネギの作付計画が提出されています。なお、譲受人は、大学在学中に農業実習を受講し、農業を勉強していました。

また、飯能住まい制度の支援制度である農業普及員による指導をいただきながら耕作をする予定であることを聞き取りしています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農

地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在狭山市の賃貸アパートにて妻と一人の子供と生活をしております。

以前から農地を取得して耕作し、子供に農業への関心を持たせ、また、教育につなげていきたいと考えており、飯能住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたとのことです。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては24件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和2年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調

査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第3号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号非農地判定について、説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細については担当から補足説明いたします。

事務局 それでは、議案第3号非農地判定について、補足説明いたします。
今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は1筆、5.02m²です。本日、この意向確認書が提出された農地が非農地判定の対象となっており、非農地となる農地となります。

説明は、以上です。

議長 本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいておりますので、ご報告をいただきたいと思います。

内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第3号非農地判定について、吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は岩渕地内にあり、面積は5.02m²、農地の形は二等辺三角形のような土地で、道路拡張の際に残ってしまった土地です。その土地の真ん中には直径30cmくらいのヒノキがあります。農地としての日照条件としてはとても悪いです。道路沿いですから重機は入れますが、農地に戻しても日照の面から農地として使えるような状態ではありません。そのことから非農地判定で問題ないと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

非農地となった場合、登記簿地目はどのようになるのですか。

事務局長

最終的な地目については、登記所での判断になります。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、原案のとおり非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長

次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【付議案件4「その他」に記載】

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和2年9月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 5 番肥沼健一委員、 7 番大河原佐智子委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業振興地域整備計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員及び推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして決定した。 <p>【2】令和 3 年度飯能市に対する「農地利用最適化推進施策に関する意見」(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議した結果、原案のとおり決定した。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 40 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の大野忠司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、9月23日に柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字赤沢字日影西地内にございます。</p> <p>農地の現状は、さといもが一部作られており保全管理されております。</p> <p>譲受人は営農拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、主に梅を中心に作付けされております。現状では、年3トンほどの梅を収穫されているそうです。収穫した梅は販売及び近所の方に差し上げているということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では梅を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅と隣接しており容易にできると考えられます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところ、この所有権移転は特段問題ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

現地の状況については、大野忠司推進委員の説明のとおりです。
譲受人は、大字赤沢地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大を
したく申請するものでございます。
譲受人は、梅を作付けしております。
所有地 991m²については、適性に管理されております。
通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、容易にできると考
えます。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和2年9月7日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機8台、消毒器2台を所有しており、
その他の必要な農機具を所有しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2
項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5
aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農
地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柏崎光一委員何かござりますか。

6番 大野忠司推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及
び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許
可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整
理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推7番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、9月18日に梶川政夫委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字坂石町分字権ノ上地内にございます。

譲受人は、農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人の所有地については、ございません。

なお、譲受人は自宅敷地内で露地野菜を作付けしております。今回、譲受人は農地の所有がないため、認められれば下限面積の引き下げによる実績になります。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では、じゃがいも・さつまいも・大根・白菜等を作付けするとのことです。

通作については、申請地が自宅に隣接していますので、特段問題ありません。

以上のことから、現地調査を行ったところ、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、松本健一推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字坂石町分にて農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人は、農地の所有はございませんが、自宅敷地内にてジャガイモ、サツマイモ、大根、白菜等の露地野菜を中心に行なっており、作付けしております。

通作に関してですが、自宅が申請地と隣接しておりますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年9月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、刈払機1台、軽トラック

1台を所有しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました梶川政夫委員何かございますか。

9番 現地確認による農地の状況は、松本健一推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、案件ごとに審議を行います。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議を行います。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大

野忠司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、9月23日に柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字原市場字山崎地内にございます。

農地の現状は保全された平地となっており、よく管理されております。近隣は宅地で、住宅5、6棟が既に建っており、住まわれている状況です。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、隣接している農地はなく、特段問題はないと考えます。

以上、現地調査においてはこの農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大野忠司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都多摩市にて妻と2人で生活しております。

以前から自然環境豊かな環境で、薪ストーブのある一戸建て住宅に住みたいと考えており、また、敷地内で野菜作りやガーデニングを楽しみたいと考えてきました。土地の選定にあたっては、川遊びやハイキングで訪れていた飯能市内という条件のもと土地を探したところ、申請地が条件に合う場所であったことから申請をされたものです。

申請年月日は令和2年9月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金及び現在居住している分譲マンションの売却費にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する非農地2筆と一体で利用します。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一委員何かございますか。

6番 同行して調査しましたが、大野忠司推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番 位置指定道路について教えていただけますか。

事務局 市道ではなく建築基準法で認められた道路になります。
以上になります。

議長 その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、9月24日に綿貫由美子委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下加治字郷路地内にございます。

農地の現状は、さつまいもが作付けされていますが、これから収穫時期を迎えるので問題ないと思います。

周辺農地への影響ですが、平屋住宅のため、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

申請人は、東松山市にある賃貸住宅にて妻と子供1人の2人で生活をしており、以前から将来を見据え自己用の一戸建て住宅を建築したいと考えていました。

土地の選定に当たっては、実母の畠仕事を手伝えること、実母に子育ての支援をしてもらえること、また、実母の介護などを見据えて、申請地が条件に合う場所であったことから、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年9月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で、「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」もので、「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購

入費、造成費含む建築費に対し、自己資金及び金融機関と親族からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました綿貫由美子委員何かございますか。

2番 同行して調査しましたが、保谷剛正推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

事務局 1点補足説明をさせていただきます。

1種農地とは、10万m²以上の農地の連続性がある農地を指し、原則、農地転用が出来ない位置づけになっています。ただし、例外規定があり、例外規定に該当する場合は、農地転用が申請できるということになります。今回につきましては、住宅の集団性というところが例外規定に該当しているので、1種農地であっても申請ができるものでございます。埼玉県では周辺に住宅が既にある状態で、申請地と合わせて3棟以上の連続性がある場合は、住宅の集団性があると見られます。

補足説明は以上になります。

議長 その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の的板徳市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推8番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、9月23日に大河原佐智子委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字飯能字滝ノ上地内にございます。</p> <p>この土地は昭和38年3月25日付けで既に住宅用地として農地法第5条の許可を得た土地で、許可不履行となっていた土地でございます。</p> <p>また、この転用による周辺農地への影響ですが、隣接している農地はなく、特段問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてはこの農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、的板徳市推進委員の説明のとおりです。</p> <p>また、現地の状況について補足いたします。</p> <p>申請地は、昭和38年3月25日付で農地法第5条の許可を得ております。当時の申請目的は住宅敷地です。</p> <p>しかし、現在まで許可が履行されておりません。</p> <p>今回の申請について、許可権者である埼玉県に確認したところ、現況は非農地であるが、当時の許可内容が履行されていないため、改めて農地転用許可申請をする必要があることから申請することとなりました。</p> <p>次に申請人は、日高市にて不動産業を営んでいる法人です。</p>

申請目的は建売住宅敷地です。

申請地は、公共交通機関が充実していること、また、近隣に食をテーマとしたテーマパークが今年中にオープンする為、顧客ニーズの高い好立地であったことから、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年9月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、造成費、建築費、諸経費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、建物開発許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する非農地2筆と一体で利用します。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました大河原佐智子委員何かございますか。

7番 的板徳市推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございまますか。

推9番 今回の案件で、昭和38年に許可が下りて、諸事情により許可が履行されていなかったという説明でありましたが、許可後、計画通りに進んでい

	ないといった事案はかなりの数があるのでしょうか。
事務局	<p>最近は許可後に完了届の提出を徹底していますので、追跡調査して指導していますが、過去については把握できていないものも多数あります。</p> <p>許可後には完了届の提出の義務がありまして、許可後原則、3ヶ月に1回ずつ進捗状況を報告しなくてはならないことになっています。県からの指導として申請者、または代理人に対して農業委員会を通して報告書の提出が求められます。履行状況によっては厳しい指導をすることもございます。</p>
推5番	今回の場合、50年以上前に農地転用の申請をして、今回申請をかけたということは相続で受けた方が申請したということですか。
事務局	相続を受けた方の申請となります。
推5番	相続に至らず、この農地が誰の所有だかわからないという事例は、今後発生する事があるのでしょうか。
事務局	<p>不在地主の農地といった場合になりますが、指導を行います。</p> <p>数年前の法改正で、こうした場合の処理について整理されましたので、最終的には対応する方法があります。</p>
議長	その他、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。</p>
	【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和2年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 8 番小谷野伸一委員、9 番梶川政夫委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】埼玉県表彰及び農業委員等表彰について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度埼玉県表彰に吉田勝紀会長が、令和 2 年度農業委員等表彰に前農業委員の山下敏郎氏が、それぞれ下記日程で表彰されることを報告した。 <p>　　令和 2 年度埼玉県表彰・・・・・ (表彰式: 11 月 14 日) 令和 2 年度農業委員等表彰・・・・ (表彰式: 10 月 29 日)</p> <p>【2】地域懇話会 (市、農業委員・農地利用最適化推進委員、JA) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウィルス感染症の感染拡大を受け、本年度については中止となる旨を報告した。

	<p>【3】農地利用最適化推進1・1・1運動について ・活動スケジュール等について説明を行った。</p> <p>【4】農地利用最適化活動活性化研修会のDVD配布について ・研修会の中止に伴い、DVDの配布及びアンケートの提出について説明を行った。</p> <p>【5】令和2年度農業者年金加入推進特別研修会について ・研修会の中止に伴い、DVDの視聴及びアンケートの実施について報告を行った。</p>
5. 閉会	・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時10分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月19日に大久保博司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字前ヶ貫字ヤワタ地内にございます。</p> <p>畠1筆248m²、農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、大根、小松菜、ブロッコリーなど露地野菜を中心に行なっています。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では大根、小松菜、ブロッコリーを作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩10分程度とのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字前ヶ貫地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p>

譲受人は、大根、小松菜、ブロッコリー、のらぼう菜、ケール等を作付けしております。

所有地20, 714m²については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から100mのところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター3台、コンバイン1台、耕耘機6台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番 古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>整理番号5-1について説明をいたします。10月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畠字中堂地内にある畠1筆337m²です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の南側は県道、北側は畠となっています。北側の畠は譲渡人所有なので問題ないと思います。</p> <p>したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、埼玉県桶川市にて妻、子供と生活しております。</p> <p>子供が生まれてから今のアパートでは手狭になり、子供が小学校に入学するまでに新たな家を建てたいと思い土地探しを始めました。土地選定に当たっては自然豊かな環境でのんびりと穏やかな暮らしができる環境で野菜・ハーブなどを育てる広い敷地であることを条件に考えており、飯能住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたことです。</p> <p>そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p>

飯能住まい制度としては25件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費含む建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

整理番号5-2について、10月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畠1筆376m²です。

農地の現況ですが、草刈りがされています。申請地の南側は畠、北側は約2m幅の道路となっています。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、神奈川県横浜市にある賃貸マンションにて妻と2人で生活をしています。申請者夫婦はアウトドアが趣味であり、かねてより自然に溶け込んだ場所で暮らしたいと考えており、飯能住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたとのことです。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては26件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費含む建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

6番

分筆されている区画のうち、他の区画も飯能住まい制度を活用した住宅が建てられる予定なのですか。

事務局

今後も申請がされるということで、まちづくり推進課から話を聞いております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

	なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、お茶です。</p> <p>整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は主にナス、トマトや中国野菜などの露地野菜を作付けしております。</p> <p>販路としては、主に市内のお店、飲食店、ネット販売などです。</p> <p>整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>経営作物は、主に大豆、麦、野菜等の様々な品種の野菜を作付けしております。</p> <p>販路としては、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。</p> <p>整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。</p> <p>販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農地利用状況調査に係る遊休農地判定について、審議いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>【資料に基づき説明】</p> <p>説明は以上です。詳細につきましては、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>それでは、議案第4号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について、補足説明いたします。</p> <p>農地法第30条により農業委員会は、毎年1回、農地利用状況調査を行わなくてはならないとあって、同第32条第1項1号または2号に該当する場合は遊休農地として判定するものとなっています。</p> <p>今年度、6月から農地利用状況調査を開始させていただき、9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんに現地調査による最終判定をいただきました。本議案はその判定結果をご確認いただき、本年度の遊休農地判定の成果として承認いただくため提案するものです。</p> <p>続きまして、遊休農地判定の基準についてご説明申し上げます。1号遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない再生利用が可能な農地とされています。2号遊休農地とは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている再生利用が可能な農地とされています。</p> <p>続いて、判定結果についてご報告します。</p> <p>1号遊休農地としては全地区305筆、18.10haです。</p> <p>2号遊休農地としては全地区24筆、0.83haです。</p> <p>遊休農地合計329筆、18.93haの結果となりました。</p> <p>令和元年度274筆、16.42haに対して、2.51ha増加となります。</p> <p>それでは、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地判定について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。特段何かございましたらご報告願います。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、今年度の遊休農地判定結果について承認の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認されたものといたします。</p>

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和2年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和2年11月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 10 番大久保博司委員、2 番綿貫由美子委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について ・議案第 4 号 非農地判定について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】令和 2 年度農業者年金加入推進特別研修 D V D の視聴について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、出席委員全員で農業者年金より配布された特別研修 D V D を視聴し、その後、アンケートを実施した。 <p>【2】農地利用状況調査の結果に基づく利用意向調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より対象の所有者等に利用意向調査を実施することを報告した。

- 【3】令和2年度 違反転用対策重点パトロールの実施について
・事務局より違反転用パトロールの実施について説明を行った。
5. 閉 会
・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時58分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p>【1名の委員退室】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。</p> <p>地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、11月20日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字芦苅場字久保地内にございます。</p> <p>農地の現状は、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために2筆は全部取得し、もう1筆については農作業用通路用地として持分2分の1を取得し、一方の持分2分の1を所有する地権者と共同利用したく申請されたとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主にぶどうを中心に路地野菜等を作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではブロックリーを作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩で約5分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字芦苅場地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものです。</p> <p>譲受人は、ブロッコリー、里芋、ほうれん草、ぶどうを作付けしております。</p> <p>所有地18, 654m²については、適性に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、自宅から徒歩約5分のところにありますので、容易にできると考えられます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、耕運機2台、スピードスプレーヤー1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。
8番	状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。 以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
3番	農作業用通路用地分については、譲渡人でない一方の地権者との共同利用になるのですか。

事務局	今回の譲渡人でないもう一方の地権者と農作業用通路用地として共同利用することになります。
推9番	譲受人がブロックリーを作付けする営農計画を提出している農地周辺の所有者はどなたになりますか。
事務局	譲受人と同一世帯の父親の所有地となっており、譲受人が一体で営農管理しております。
議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名には入室していただきます。
	【1名の委員入室】
議長	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、11月20日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状

況を報告します。

申請地は大字長沢字下通地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側は宅地、南側は石垣を挟んで農地、東側は譲受人管理の墓地への通路及び西側は住宅への通路敷地となっており、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字長沢にて生活をしております。

申請地は、譲受人所有の墓地への通路敷地として他に利用できる土地が無い事から申請地を利用したく、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しては贈与のため土地購入費はございません。また造成費についても、自己により行うため、資金の計上は無いことを確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、墓地への通路の一部として山林の通行許諾を得ていることを関係書類等から確認をしており、一体利用の見込みはあると考えております。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されることは

ないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました肥沼健一委員は欠席ですが、落合久明推進委員で何か意見を預かっていますか。

推3番 肥沼健一委員からは、周辺環境から判断して墓地の通路敷地としての利用は止むを得ないとの意見をいただいております。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推3番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、11月20日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字井上字平地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側及び西側は譲受人が一体で事業を計画している山林、南側は西武秩父線の線路が東西に設置され、東側は市道を挟んで農地となっており、事業計画からみて、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字虎秀地内で飲食業、林業を営む法人です。

申請人は、林業の業績好調に伴い木材の資材置場を新設するべく検討していました。今回譲渡人から申請地を譲り受けられることになったことから事業地近隣に位置する申請地と、隣接した2筆を一体利用することで資材置場として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費については自社施工のため費用は発生せず、土地購入費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございませんので問題ないと考えております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地北側の2筆と併せて一体の事業として利用することを関係書類等から確認をしており、一体利用の見込みはあると考えております。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました肥沼健一委員は欠席ですが、落合久明推進委員で何か意見を預かっていますか。

推3番	肥沼健一委員からは、申請地は狭小地であり、北側の山林と一体で事業地として利用する事は止むを得ないとの意見をいただいております。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。
3番	近接する施設と譲受人の関係性はありますか。
事務局	関係性はございません。
3番	譲受人は飲食業も営んでいるようですが、施設はどちらにありますか。
推3番	飯能市大字虎秀地内で営業しております。
推9番	土地購入費は、申請地のみの計上でしょうか。
事務局	申請地と一体で利用するほか2筆と合わせて全体で計上されていることを関係書類等で確認しております。
8番	申請地と一体で利用するほか2筆の合計面積は妥当ですか。
事務局	利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
議長	その他、何かございますか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>第1番の方は、新規の利用権の設定になります。</p> <p>経営作物としては、いも、大豆、麦等の他、100種類以上におよぶ固定種野菜です。</p> <p>販売方法として、個人宅及び飲食店へ卸しており、イベント販売なども行っています。</p> <p>続いて第2番の方についてです。新規の利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、主に大豆、小麦、菜種、じゃがいも、サツマイモ等を作付けしております。</p> <p>販売方法として、飲食店へ卸しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
3番	第1番の方は、住居移転されております。今後の農地利用集積計画の拠点が移行する事が考えられますので、ご留意ください。
事務局	留意して農地利用集積計画を策定します。
議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。

続きまして、議案第4号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当から補足説明いたします。

事務局

それでは、議案第4号非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、名栗地区、吾野地区及び南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は3筆、565m²です。本日、この意向確認書が提出された農地3筆、565m²が、非農地判定の対象となる農地となります。

今回、意向確認書が提出された農地3筆、565m²については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾等が必要で継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられないことから、非農地判定の基準を満たしています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。

まず名栗地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推9番

議案第4号非農地判定について、11月12日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地は山林の様相を呈しており、傾斜もきつくなれば営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長

続いて吾野地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推7番

議案第4号非農地判定について、11月18日に梶川政夫委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地は雑木が全体を占めており、傾斜もきつくなれば営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長	続いて南高麗地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	<p>議案第4号非農地判定について、11月11日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現地は雑木が全体を占めており、河川に接していて営農継続は困難と考えられます。また、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました江原良弘委員、梶川政夫委員それぞれ何かござりますか。
4番	吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。
9番	松本健一推進委員の説明のとおりです。
議長	同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、本件について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】

議長	質問、意見等あればお願いします。
	【なしの声あり】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和2年12月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 3 番利根川哲委員、4 番江原良弘委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第 4 号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】令和 3 年度農業委員会総会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より令和 3 年度の総会の日程と開催場所について報告を行った。 <p>【2】令和 2 年度 違反転用対策重点パトロールの実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、令和 3 年 1 月 27 日（水）から 2 月 7 日（日）までの 12 日間を重点パトロール期間とし、違反等が発見された場合は事務局へ連絡することで、決定した。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 4 時 30 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、12月22日に現地調査しましたので、その状況を報告します。なお利根川哲委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。</p> <p>申請地は大字双柳字甲新田地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されたとのことです。</p> <p>譲受人は農業を営む法人であり、経営面積の借受地については、全て耕作されており、主にネギを中心に路地野菜等を作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではブルーベリー及び柚子を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩で約1分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳地内及び大字平松地内にて農業経営を行う法人であり、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p>

譲受人は、ネギ、柚子、ブルーベリーを作付けしております。

譲受人の経営農地のうち借受地11, 864.38 m²については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から徒歩約1分のところにありますので、容易にできると考えます。

なお、農業を営む法人が農地を取得する場合、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしている必要があります。

農地所有適格法人の要件のうち該当する4つについてご説明します。

1つ目、法人の主たる目的が農業であるか否かについて、関係書類等で農業目的である事を確認しております。

2つ目、株式会社における議決権について、その法人の農業に常時従事する者が議決権の過半を満たしている事を関係書類等で確認しております。

3つ目、株式会社における株主が取締役の過半を占めているか否かについては、関係書類等で過半を占めている事を確認しております。

4つ目、その法人の取締役が60日以上農業に従事しているか否かですが、聞き取り等から従事している事を確認しております。

以上の4つ全ての要件を満たしている事から、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機台、刈払機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

別の日程で調査していただいた利根川哲委員、何かございますか。

3番

12月23日に現地調査を行いました。

状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。

以上です。

議長	同じく保谷剛正推進委員、何かございますか。
推6番	利根川哲委員と同行しましたが、特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8番	申請地のブロック塀はどのような目的で設置されたものでしょうか。
事務局	農地の土壤流出を防ぐ為に設置されたものです。
3番	現地は北側に向けて傾斜があり、必要な土留めであると考えられます。
議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について審議いたします。 なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2については、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。
	【なしの声あり】
議長	なしの声をいただきました。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2及び整理番号3-3について、12月23日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。なお河野和昭推進委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。

整理番号3-2及び整理番号3-3の申請地は、いずれも大字下加治字郷路地内に隣接して位置しています。

農地の現況ですが、整理番号3-2及び整理番号3-3の申請地いずれについても適切に保全管理されております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されたとのことです。

譲受人の所有地については、一部の保全管理となっている所を除いて主にミカン及び柿等が作付けされております。一部の農地に伐根した古木を処理する目的で掘削された穴が数カ所ありゴミなども含まれていたため、是正指導を行ったところ、指示に従い是正作業は進めていますが、現時点では完了していません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では栗を作付けすることです。

また、通作については自宅から車で約5分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、所有農地で指導箇所がございますが、農地法第3条の許可申請の審査において直接的に影響するような内容ではないため、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、みかん、柿、梅、栗、ヤーコン、菊芋などを作付けしております。

所有地11, 639m²については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から車で約5分のところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、除草機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人の作目等は、整理番号3-2の説明のとおりです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについても整理番号3-2と同様です。

議長 同行して調査していただきました綿貫由美子委員何かございますか。

2番 保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

議長 別の日程で調査していただきました河野和昭推進委員何かございますか。

推4番 12月22日に現地調査を行いました。
保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推4番 所有農地では正指導している穴の状況はいかがですか。

事務局 本日令和2年12月25日時点で当該地の現地確認を行いましたところ、4カ所あった穴は2カ所ゴミを撤去した上で埋め戻されておりました。残

りの2ヵ所については、譲受人からゴミ回収業者及び埋め戻し作業を行う業者のスケジュールから令和2年12月25日時点では作業が完了しない旨の聞き取りをしております。

8番

譲受人及び作業従事者はいずれも高齢であると聞き取りしております。提出された営農計画では栗を作付けするとありますが、収穫期まで10年近く要すると考えられます。将来的な販路を含めた営農計画として、後継者等の確保はできているのでしょうか。

今後の肥培管理も考慮して、経営移譲のお考えはお持ちなのでしょうか。

事務局

譲受人の親族から後継者としての希望が出ている旨を聞き取りしております。また、将来的な販路を含めた営農計画については、埼玉県川越農林振興センター等の支援を受けて進めていく旨も聞き取りしております。

また、経営移譲については、現時点では経営移譲の意思は無い旨を聞き取りしております。将来的には地域の担い手農家への斡旋も含めて、検討することになるものと思います。また、現時点では譲受人の所有農地に遊休農地に指定された農地はございません。地域的には人・農地プランの対象区域もありますので、地域間の話し合いも交えて必要があれば検討する事になると考えられます。

5番

地区担当委員からの現地調査報告及び事務局からの補足説明を踏まえて、発議させていただきます。

令和2年度6月総会で不許可の際に提示した事由は概ね解決しているかと思われますが、今後農業委員会としては、次のとおり対応していくことが望ましいと思います。

農業委員会として、定期的な農地パトロールにおいて農地の適正な管理及び耕作の状況の確認を行い、必要があれば譲受人本人から営農計画の進捗状況を聞き取りする事が必要かと思います。

また、肥培管理については、県の技術支援などを受けるように指導し、農業委員会としても、譲受人の農業経営が安定化するように支援する事が必要です。

いずれも農業委員会における農地利用最適化推進業務上、一般的な対応の範疇ではありますが、譲受人の営農計画が知識や準備不足から遊休農地に繋がる事のないよう積極的に助言する事は、必要な対処であると考えられます。

また、以前譲受人に許可書を発行した際に留意事項を付しましたので、同様の対応が必要だと思います。

事務局

利根川哲委員から発議のありました、前回許可書に付した留意事項をご説

明します。

1つ、今回の申請を含めて提出された営農計画に基づき適正な肥培管理を行い、収穫を目指すこと。以上の内容が履行されない場合、営農能力の不備とみなされ、今後の営農拡大の際の審査について支障をきたす旨。

1つ、果樹の枯木等は病害虫の発生源になる事もあるので十分に管理をする旨。

以上の2点を留意事項として付しました。なお、これら2点については、農地について権利を有する者の責務として農地法第2条の2第1項に農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとされている旨を明記したもので、農地法第3条の許可要件とは直接的な関連性はございませんが、農地法第32条第1項第1号の遊休農地を未然に防ぐ為に改めて留意事項として付したものでございます。

議長 利根川哲委員から発議がございました。その他、何かございますか。

9番 申請地は適正に管理されているように見受けられます。現在の所有者である譲渡人はどのように管理しているのでしょうか。

事務局 繼続して保全管理は行っているようですが、離農を希望しているとの聞き取りをしております。

推3番 申請地の土地購入費はいくらでしょうか。

事務局 【金額について説明】

4番 委員及び事務局の現地確認において、時系列で現況の記録を残す必要がある場合は、写真の資料に日付も明記した方が今後はよろしいかと思います。

事務局 今後の参考にさせていただきます。

6番 審議には、普段からの農地パトロールの結果が影響する事もございます。今回の申請に限らず、農地の現況確認で気になった点がありましたら、必ず活動記録簿に記入していただくと良いと思います。

また、留意事項を付すことについても、賛成します。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【出席委員のうち過半数が挙手】

議長

農業委員会等に関する法律第30条で総会の議事は、出席委員の過半数で決するところによるとありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については許可するものとされますが、何かご意見はございますか。

8番

不賛成を表明した委員のひとりとして意見を述べさせていただきます。譲受人の所有している一部農地での是正指導が完了しておらず、譲受人は全ての農地を耕作に供する営農計画を提出しておりますので、実際には全ての農地を効率よく営農する上で支障が出ている状況にあります。この点から、譲受人から提出された営農計画が支障なく遂行される為にも、是正が完了するまで申請地の許可を保留にした方が良いとの考え方から賛成の挙手を致しました。

然しながら、一方で今回の申請地そのものの耕作に直接的な影響があるとは言い切れない面もございます。

許可後であっても、一部農地の是正については完了まで指導すべきであるという意見と、利根川哲委員及び柏崎光一委員の発議に賛同する旨を付して、賛成に転じさせていただきます。

議長

改めまして小谷野伸一委員の意見を踏まえて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

なお、本件につきましても整理番号3-2と同様の扱いとさせていただきます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審

議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推4番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、12月21日に現地調査しましたので、その状況を報告します。

なお小谷野伸一委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。

申請地は大字下川崎字東原地内にございます。

農地の現況ですが、いずれも適切に耕うん管理及び保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側に譲受人の事業地、南側に市道、東側に一帯を利用する造園農家、西側に農地が広がっております。周辺状況からみて、申請地において譲受人の事業地を敷地拡張する事は止むを得ないと考えられ、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、会員向けに食材や日用品を配達する生活協同組合で、大字下川崎に生活協同組合の物流拠点を設けております。

申請地は、既存敷地の拡張のために申請をされるものです。これまで、既存敷地では、配達センターの倉庫として、冷凍品・食料品を貯蔵していましたが、近年の会員数増加に伴う取扱い品目が増加したため、敷地拡張

をすることで、既存建物に冷凍品、新設建物に冷蔵品を貯蔵する計画となっています。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費等に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、都市計画法第29条の規定に関する開発行為事前協議済及び開発行為許可申請が同時にされております。その他に、公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済、及び埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第5条第1項に関する申請許可済、入間第二用水土地改良区からは支障無しと意見書提出済となっております。以上のことから、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地北側に隣接する既存事業敷地及び公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済の道路用地と一体で利用する土地利用計画が提出されており、一体利用について特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、入間第二用水土地改良区からは申請内容について支障無しと意見書が提出されています。雨水については調整池を設置し、施設汚水は専用の個別浄化槽にて適切に処理することで計画が提出されています。周辺農地への土砂流出対策として、都市計画法第2

9条に適合した緩衝帯としての緑地を設置することで対応する計画が提出されています。その他、農地法第4条第6項第4号の規定及び『農地法の運用について』第2の1の(2)のイに抵触する該当事項はありません。また、申請地周辺で担い手農家への人・農地プラン及び農地利用集積計画の該当はありません。以上のことから、周辺農地への影響については、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

- 議長 別の日程で調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。
- 8番 12月23日に現地調査を行いました。
河野和昭推進委員の説明のとおりです。
- 議長 別の日程で調査していただきました保谷剛正推進委員何かございますか。
- 推6番 12月23日に小谷野伸一委員と現地調査を行いました。
河野和昭推進委員の説明のとおりです。
- 議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
- 9番 給水及び排水については、どのような事業計画が提出されていますか。申請者の既存敷地は排水先として入間第二用水が関係すると思いますが、入間第二用水土地改良区との調整がとれていますか。
- 事務局 給水については上水道から引き込みし、汚水については既存の事業敷地の浄化槽に接続し、雨水については敷地内施設に貯留する事で事業計画が提出しております。いずれも入間第二用水平松線水路に放水する事になります。事業計画については、農業振興地域農用地除外の時点で入間第二用水土地改良区より異存なしとの意見が提出されており、本申請時に入間第二用水土地改良区へ排水変更許可の申請をしております。
- 9番 汚水等の放水による入間第二用水平松線水路への水質変化も気になります。浄化槽のBODやCODの設計値はどのくらいの目標値で設計されているのでしょうか。また、雨水及び排水等の処理について確認はとれているのでしょうか。

事務局	BOD及びCODについては、適正に処理できるように設計されております。また、雨水及び排水についても都市計画法開発許可行為ほか関係法令の基準を満たした設計となっております。 説明は以上となります。
8番	事業計画区域内に公衆用道路が含まれていると思います。事業着工の際にはどのような取扱いになるのでしょうか。
事務局	事業計画区域内に含まれる公衆用道路については廃止及び付け替えによる払い下げが予定されております。
3番	事業計画区域東側に隣接する農地は、申請地の農地転用によって農地の集団性が分断されないのでしょうか。
事務局	事業計画区域東側に隣接する農地は、一帯を一経営体が営農しているため、農地の利用集積には影響はありません。
議長	その他、ご意見、ご質問ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、12月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。 農地の現況ですが、適切に保全管理されております。 周囲の状況ですが、北側に市道、西側及び東側並びに南側は宅地に面して

おり、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都江戸川区地内で実の父との共有名義の建物にて両親と同居しております。

申請人夫婦は兼ねてから自然あふれる環境のなか家庭菜園をしながらゆとりのある暮らしを考えていました。新型コロナウイルス感染症の流行を機に郊外への移住先を検討したところ、今回飯能住まい制度を知り、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては27件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資と自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
3番	申請地のうち、狭量地となっている筆はどのような理由で分筆されたのでしょうか。
事務局	道路後退分として確保する為に本申請に伴い分筆しております。
3番	申請地西側に隣接する土地については、以前農地転用がされた土地と記憶しておりますが、いかがでしょうか。
事務局	当該地は、令和2年6月16日付川農振第5-95号にて農地法第5条の許可がされております。
議長	その他、ご意見、ご質問ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推7番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、12月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字坂石字向平地内にございます。
農地の現況ですが、適切に保全管理されております。
周囲の状況ですが、北側に市道、西側及び南側は山林、東側は駐車場に面しております、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。
以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、松本健一推進委員の説明のとおりです。
申請地に隣接した居住地には駐車スペースが無く、貸借していた駐車場の返却に伴い、申請地を駐車場として利用したく、所有者から了解が得られたため、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、すべて自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。
4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。
5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました梶川政夫委員何かございますか。
9番	松本健一推進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
4番	申請地北側に地番がふられた土地があるようですが、市道の一部という認識でよろしいでしょうか。
事務局	市道7-86号線の一部です。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4について、12月23日に現地調査しましたので、その状況を報告します。 なお大久保博司委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。 申請地は大字落合字上ノ台地内にございます。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周囲の状況ですが、茶畠や農地が広がっております。 事業計画からみて、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特

段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

申請人は、母が高齢の為、週末は実家に戻り家事や買い物、通院の手伝いをしていました。また、近隣農地の管理を母と親類に頼っていましたが、皆高齢となり管理が困難となっていました。実家と行き来ができる通勤可能な移住先を検討したところ、今回申請地を借受け住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、すべて自己資金にて対応することと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番

古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。
推3番	申請地の南側の土地が住宅への入口になるのですか。
事務局	申請地の南側の土地が入口となります。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推9番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5について、12月21日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上名栗字小殿道下地内にございます。 農地の現況ですが、草刈りなど保全管理されております。 周囲の状況ですが、進入路西側は宅地となっております。申請地の北側、西側、南側には農地があり東側は公衆用道路となっておりますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、かねてから地元地域に密着したパン屋を開きたいというパティシエの妻の希望があり、妻の地元でパン屋兼住宅の計画を立てました。妻の実家の近くでもあり、育児など生活環境も良い申請地を紹介され申請されたものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、諸経費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました江原良弘委員何かござりますか。
4番	吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、12月19日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字乙三ツ沢地内にございます。

農地の現況ですが、さつきが約20m植えてあり、山吹が数本あり、残りの農地は適正に保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地における事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、貸渡人の長男であり、両親も高齢になり、子供も小学生になるこのタイミングで実家を継ぐ事を決意し隣接する農地の一部と既存宅地を一体利用し分家住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、

第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

公園のなかで道路占有許可見込みありとなっておりますが、図では、既に水路横断用の橋が架かっているようですが、分家住宅への入口になるのですか。

事務局

こちらの橋は、申請人の実家を建築する際に架けたもので、今回、2軒目となる分家住宅を建てる場合、橋を拡幅する必要があります。道路占有許可見込みありとの記載は、今回の申請で、再度許可をとる必要がある為のものです。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

第1番の方は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定になります。

補足説明の前に、農地中間管理事業とは、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構、埼玉県の場合「埼玉県農林公社」が農地の所有者から農地を一旦借受け、意欲ある担い手農家に農地を貸付ける制度です。

今回、農地の貸し出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び、埼玉県農林公社から農地の借受け希望者への貸付計画について、農業委員会としての意見を、それぞれ議案第3号、第4号において審議をお願いしておりますが、これは事務手続きの迅速化を図るための処置として、国の指導に基づき、市農業振興課等が、2つの手続きを平行して進めることで、本総会に同時に付議するものです。

それでは改めまして第1番の方についてです。

今回、中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は所有者1名、筆数は1筆、面積は2, 065m²になります。

利用権種類は、「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間です。借賃は、使用貸借権のため、ございません。

次に、本議案の審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条3項2号のただし書きにより、

1点目として、飯能市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は飯能市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の

同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることを報告いたします。

続いて、第2番の方についてです。

今回、初めて利用権設定をする方です。

経営作物は、お茶です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

3番 使用貸借とは、どういった意味ですか。

事務局 貸付側と借受側の間で賃料が発生しない貸借です。

3番 中間管理機構に貸した後の農地の管理はどうなるのでしょうか。

事務局 借り手が決まるまでは、中間管理機構の管理となります、借り手との契約が決まれば借り手側の管理となります。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について説明いたします。</p> <p>補足説明の前に、農用地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について借り手を飯能市が選定し、まとめたものです。この計画を県知事が認可することで、埼玉県農林公社から担い手農家への農地の権利移動が行われます。</p> <p>市が、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものです。</p> <p>それでは説明に入ります。</p> <p>第1番の方についてです。こちらは、議案第3号農用地利用集積計画（案）における農地中間管理事業に基づく利用権の設定に伴う案件でございます。</p> <p>使用貸借権の設定を受けるもので、筆数は1筆、総面積は2,065m²になります。</p> <p>貸借期間も、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間です。</p> <p>借賃は、使用貸借権のため、ございません。</p> <p>借受け希望者は、平成25年3月より、飯能市にて就農開始しました。</p> <p>無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。</p> <p>販売方法は、個人宅への季節のお野菜セットの販売をメインに、自然食品店や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。</p> <p>更なる規模拡大を予定していることから借受けを希望しているものです。</p> <p>このような実績からも今回の農地の貸付が最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推7番	<p>今回、なぜ農地中間管理機構が間にしているのですか。</p>
事務局	<p>今回、第1番の方が更なる規模拡大を予定していることからトラクターを購入したいということで、購入にあたり補助金を活用することになります</p>

た。補助金の活用にあたり条件の 1 つとして農地中間管理権を使った利用権設定が必要となります。

3番 先程の議案第3号農用地利用集積計画（案）の資料で、農地中間管理機構の欄の耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積欄に農地面積が記されていますが、現在、農地中間管理機構が借りている土地という認識でよろしいでしょうか。

事務局 平成30年度に一度、農地中間管理権を使った利用権設定を行っていまして、その時の利用権設定の累積となります。

3番 わかりました。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については 農業委員会として意見書を農地中間管理機構に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長 質問、意見等あればお願ひします。

【なしの声あり】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一 会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上で、令和2年12月総会を閉会いたします。

令和3年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中全員欠席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 5 番肥沼健一委員、 6 番柏崎光一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 非農地判定について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進 1・1・1 運動に係る活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より活動事例の説明を行い、来年度の総会で実績報告を行うこととした。 <p>【2】令和 2 年度 違反転用対策重点パトロールの実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、令和 3 年 1 月 27 日 (水) から令和 3 年 2 月 7 日 (日) までの 12 日間を重点パトロール期間とし、違反等が発見された場合は事務局へ連絡することで、決定した。 <p>【3】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、斡旋を行ってもらうよう依頼をした。

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時50分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、1月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字赤沢字赤沢原地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されている状態です。</p> <p>周囲の状況ですが、東側に住宅があります。西側にも小さな農地がありますが、こちらについては地主の承認も得ていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在の住まいは手狭であること、また、市街地にある為、夫婦が望む子育ての環境ではなく、自然環境豊かな地域への転居を希望するようになり、また、将来の両親の介護のことを考えると妻の実家のある申請地に住宅を新築し転居するため申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっています。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資にて対応することと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

- 議長 同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。
- 6番 同様の意見をいただいております。
- 議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
- 【なしの声あり】
- 議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、1月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字入久保地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地周辺には農地がありますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、定年退職を機に、近隣で山や川のある自然豊かな場所での生活を望んでいました。

申請地は、以前から憧れのあった家庭菜園のできる広い土地があつたことや自然豊かな土地でありながら生活必需品を購入できる店も近くにあり、また、申請者の趣味でもある登山や釣り等が行える場所も数多くあることから申請地への永住を決意し申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かってありますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、1月20日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字川クルミ地内にございます。

農地の現況ですが、耕作はされていませんでしたが、草刈りなどの保全管理されております。

申請人は、東京都にて軽板金業を営んでおります。かねてより自社工場を持つことを考えており近隣で候補地を探していたところ、今回の申請地が候補地の中から一番条件にあったことから申請をされたものです。

周囲の状況ですが、人家が少ないと騒音の影響も問題ないと思します。事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、軽板金業を営んでおります。会社は知り合いの工場の一角を間借りして業務を行っており、かねてより自社工場を持つことを考えていました。近隣で候補地を探すにあたり、業務効率の面や騒音の影響が少ないと、業務処理対応がしやすいこと、新規顧客獲得が見込めるなどから自社軽板金工場の建設を計画し申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かって
いますか。

4番 特にございません。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

5番 周辺農地への影響が無いのは分かりましたが、周辺住民に対しては騒音等
いかがでしょうか。

4番 申請地周辺には、住宅はございませんので、特段の問題はないと考えます。

事務局 事前に関係課とも協議済みです。また、代理人にも関係部署へ確認をさせて
おります。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4について、1月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上赤工字貝ヶ瀬地内にございます。

今回の申請は、借受人が現在生活用排水路として使用している土地が農地であることが判り、適正な形とすべく申請をされたものです。

周囲の状況ですが、北側に借受人の住宅および市道、北西側は生活道路に面しております。周辺状況からみて、申請地において借受人の生活用排水路として転用する事は止むを得ないと考えられ、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、上赤工地区でそれぞれ生活をしております。

借受人が現在生活用排水路として使用している土地が農地であることが判り、農地に現状復旧することにしました。3人は古くから現在の居住地に住んでおり既存の排水路が無くなってしまうと生活が出来なくなってしまうことから申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して浄化槽設置費、配管工事費、撤去工事費に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見

	<p>込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。
6番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5について、1月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されている状態です</p> <p>周囲の状況も、背の低い草が枯れ残っている状態です。申請地の北側、東</p>

側には公衆用道路があり、南側は農地となっておりますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都文京区にて子供と生活しております。

申請人は、かねてより自然に囲まれた静かな生活を希望しており、子供が小学校に入学するまでにそのような環境で家庭菜園ができる土地を探し始めました。

都内に勤務先があり通勤可能で自然環境の豊かな場所を探していたところ、今回飯能市に、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知ったことから、制度を活用し申請をされたものです。

飯能住まい制度としては28件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かって
いますか。

3番 同様の意見をいただいております。

議長 同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第2号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当から補足説明いたします。

事務局 それでは、議案第2号非農地判定について、補足説明いたします。
今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。
対象農地は1筆、52m²です。本日、この意向確認書が提出された農地1筆、52m²が、非農地判定となる農地となります。

続いて、今回の判定方法をご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(4)のアであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要さなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のア・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地1筆、52m²については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。

地区担当委員は私ですので、まず南高麗地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第2号非農地判定について、現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地南側は山林の様相を呈しており、また、日照もありませんでした。重機の進入については、他人の土地を通らなければ進入できないといった状態で営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かってありますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	質問、意見等あればお願ひします。
	【なしの声あり】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上で、令和3年1月総会を閉会いたします。

令和3年2月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中全員欠席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 7 番大河原佐智子委員、8 番小谷野伸一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について 議案第 4 号 認定農業者の認定について 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】南高麗地区における”農ある暮らし”「飯能住まい」のエリア拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「飯能住まい」制度の所管部署であるまちづくり推進課の職員により説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 00 分)

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようにご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されることがあります。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では白菜、大根、トマト等の露地野菜や、キウイ、梨、みかん等の果樹を作付けすることです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になることがあります。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地で、東側は農地となっており農地所有者からの承諾書が提出されていることから、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都世田谷区在住の団体職員です。申請地隣接地に優良田園住宅制度を用いて移住後に、農のある暮らし農地利用型として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ナス、白菜、大根などの野菜や、キウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されています。なお、譲受人自身の農業経験はありませんが、同居の娘婿が2年間の農業経験があり一緒に農業経営をしていく予定です。

また、飯能住まい制度の支援制度である農業普及員による指導をいただきながら耕作をする予定であることを聞き取りしています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機1台を所有し、耕うん機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都世田谷区にて妻と家族とともに6人で生活をしております。

申請者夫婦と娘夫婦は、かねてから家庭菜園ができる土地でゆとりある暮らしを送りたいと思っていました。孫が小学校に入学するまでに移り住みたいと移住先を検討したところ、今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては29件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

3番 議長	同様の意見をいただいております。
	同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8番 事務局	飯能住まい制度を活用して、農地を取得した後、この農地が仮に耕作放棄地になった場合はどうなるのか教えてください。
議長	今回、飯能住まい制度を活用した農地利用型での農地取得となりますので、通常どおり農地法第3条での農地取得といった形となるので、申請人には農地取得後も農地法による農地の適正な管理が求められます。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畠字宮原地内にございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画でじゃがいも、ほうれん草などの露地野菜を作付けするとのことです。

また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下畠在住の会社員です。自宅に隣接する申請地を取得し農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、じゃがいも、きゅうり、トマト、ナス、大根などの露地野菜の作付計画が提出されています。なお、譲受人の農業経験は5年で、同居の父母が共に7年間の農業経験があり一緒に農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番 同様の意見をいただいております。

議長 同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畠字宮原地内にございます。

農地の現況ですが、この申請地は以前はヒバなどの樹木があったのですが、現在は保全管理されております。

譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではナス、トマト、きゅうりなどを作付けするとのことです。

また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。
譲受人は、大字下畠在住の会社員です。自宅に隣接する申請地を取得し農業経営を開始したく申請するものでございます。
譲受人からは、ナス、トマト、きゅうり、じゃがいもの作付計画が提出されています。なお、譲受人自身の農業経験はございませんが、同居の義母が40年間の農業経験があり、譲受人の妻も義母の農作業の補佐をして一緒に農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。
また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有しています。
3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番 同様の意見をいただいております。

議長	<p>同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
9番	<p>申請地と申請人の自宅との間に、細長い土地が2筆ありますが、こちらの土地の地目と所有者について教えてください。</p>
事務局	<p>申請人と隣の家との共用通路となっておりますので、地目については、非農地となっております。また、所有者につきましては、申請人と隣の家の方との共有持ち分となっております。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下畠字宮原地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、この申請地は航空写真で確認したところ以前は山林化していた様子ですが、現在は樹木も抜根され適正に保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営を開始したく申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではじやがいも、さといも、ピーマンを作付けすることです。</p>

譲受人は借りている農地で、すでに30年の農業経験があると聞き取りをしております。

また、通作については自宅から徒歩10分程度とのことです。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字前ヶ貫在住の会社役員です。申請地を取得し農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ピーマン、きゅうり、枝豆、じゃがいもなどの作付計画が提出されています。なお、譲受人は30年の農業経験があり、農業経営をしていく予定です。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅から車で5分の場所ですので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、本人の意向で人力で作業をすることを聞き取りしています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりません。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番	同様の意見をいただいております。
議長	<p>同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、2月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下畠字宮倉地内にございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されていました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接地にはすでに飯能住まい制度を活用した住宅が建てられていますし、北側には県道があることから周囲の農地にも、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請する</p>

ものです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と娘の3人で生活をしております。

子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になってきたこともあり、自然豊かな環境で、子育てと家庭菜園ができる広い土地を検討したところ、今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては30件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。
3番	同様の意見をいただいております。
議長	同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、2月20日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上赤工字貝ヶ瀬地内にございます。 農地の現況ですが、この申請地は以前は梅や栗の木があったのですが、現在は保全管理されております。 周囲の状況ですが、申請地の南側は河川に面した場所で、周辺にも農地がないことから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在東京都北区のマンションにて設計士の仕事をしております。</p> <p>将来に向けてスローライフを考えるようになり、自然豊かな場所で家庭菜園ができる土地を探すことになりました。知人の紹介で農のある暮らし「飯能住まい制度」を知り検討しましたが、選定条件に合う土地は見つかりませんでした。再度、飯能市で移住先を検討したところ、今回の申請地が自身の土地の条件に適い、また、近隣にスーパーなどがあり老後の生活にも不便がないことから今回申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p> <p>同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
議長	
6番	同様の意見をいただいております。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
3番	申請地と河川との間の土地の地目について教えてください。
事務局	非農地となっております。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。
8番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4について、2月22日に保谷剛正推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字青木字辰の尾地内にございます。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周囲の状況ですが、申請地の南側は市道となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地の一時転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-

4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

申請人は、市内の法人です。申請地にて道路改良工事を施工するにあたり、近くに現場事務所や重機および車両の保管場所が必要となり、周辺に現場事務所として使用できる土地を探したところ、使用できる土地が見つからず、やむを得ず申請地を一時転用するものです。

そのため、工事現場の隣接地である申請地を現場事務所敷地としたく申請をされたものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関してその他リース料のみで、造成費、建築費等は特にございません。全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた保谷剛正進委員から、何か意見等預かってありますか。

8番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調

	査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
9番	申請地の一部を今回一時転用するにあたって、残りの農地の状況について教えてください。
事務局	現在、作付け等耕作はされておりません。
6番	申請地の一部を今回一時転用する場合、分筆など登記までするのですか。
事務局	通常の農地転用ですと、分筆をしてから農地転用となります、今回は一時転用ですので、特に分筆まではしません。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は、長ネギなど露地野菜です。 販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。
経営作物は主にナス、トマト、とうがらし、きくいも、中国野菜などの露地野菜を作付けしております。
販路としては、主にスーパー、ネットでの販売などです。
整理番号3番の方は、新規での利用権の設定になります。
明日の農業担い手育成塾の研修圃場として利用権設定をする法人です。
令和3年4月から2年間の期間において研修生に農地である申請地を貸し付け農業研修を実施します。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。
次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。
また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。
説明は以上です。

- 議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
- 3番 整理番号3番の研修生について、年齢など教えてください。
- 事務局 年齢は33歳です。2年後の新規就農を目指して、入塾されます。
農薬や化学肥料を使わない自然農法をベースとした数品目の露地野菜での経営を考えられております。
- 議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。
- 【なしの声あり】
- 議長 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、議案第4号認定農業者の認定について議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議案第4号認定農業者の認定について、ご説明いたします。

	<p>【資料に基づき説明】</p> <p>なお、詳細につきましては、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聴くことが求められており、提案するものです。</p> <p>今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。</p> <p>次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。</p> <p>また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
3番	申請者には、目標7年と記されていますが、7年計画なのか令和7年という意味なのか教えてください。
事務局	申請時から5年後の目標という意味で、令和7年です。
3番	生産方式の合理化に関する欄に、1反未満の圃場があるので、1反以上の農地に変えていくと記されていますが、どういった内容か教えてください。
事務局	現在耕作している農地に1反未満の圃場があり農作業としては不効率であるので、今後、借りる際には1反以上の農地を借りるとか、1反以上の農地に借り換えていくといった意味です。
3番	田などの農地を借りる際に、水利権使用料など支払い義務は土地所有者なのか借りる側なのか教えてください。
事務局	貸し借りなど利用権設定をする際に水利権使用料なども含め賃借料について協議して話し合いをして決めるかどうかですが、基本的には土地所有者が支払うものです。

議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無しとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。
	続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年2月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年3月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中全員欠席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 9 番梶川政夫委員、10 番大久保博司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 非農地判定について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業振興地域整備計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員及び推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして意見を答申することとした。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 45 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。</p> <p>地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、3月21日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字芦苅場字上ノ原地内にございます。</p> <p>農地の現状は、ゴボウが少し作付けされており、他は保全管理されており特段問題ないと思います。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、芦苅場にて建設業を営んでおります。</p> <p>会社と隣接する土地を借りて資材置場や駐車場として利用しています。さらに従業員の車などは借地と隣接する土地を臨時で借りて利用していました。しかし、土地所有者の意向により臨時でお借りしていた土地も利用できなくなることから、急遽、会社の近隣で条件に合う土地を探したところ、条</p>

件に適う土地が見つかり申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、全額自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、3月22日に的板徳市推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字飯能字西谷ツ地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、令和元年9月から市内に移り住んでおります。しかし、実際に住み始めてみると、車両の方向転換が困難であること、また、法面の保護の必要性などの課題が見つかり、解消すべく条件に合う土地を探したところ、申請地を見つけ土地所有者の了解も得られたことから申請するものです。

申請年月日は、令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認を

しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた的板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番 申請人の宅地と隣接する今回の申請地との間には段差がある様に見えますが、今後埋め立てたりする予定はありますか。近くに沢もあるようですがいかがでしょうか。

事務局 埋め立てる予定はありませんが、敷地のコンクリートブロックの擁壁の崩壊と崩れやすい法面保護の目的で植樹工事をする予定です。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

整理番号5-3について説明をいたします。3月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畠です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の北側、西側に農地がありますが、いずれも道路を介しているので特段問題ないと思います。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在桶川市の賃貸住宅にて妻と子供2人で生活しております。

申請人は、かねてより山や川などの自然があるところに居住し、子供に自然に触れる機会をつくり、家庭菜園も行いたいと考えておりました。

上の子供が小学校に入学する前までに、そのような環境に住宅が建てられる土地を探し始めました。

大学時代夫婦ともに飯能まで通っており、当時感じた環境の良さから、飯能市で土地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては31件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、

「第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>整理番号5-4について、3月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畠字中堂地内にある畠です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されています。申請地の周辺には農地がありますが、譲渡人所有の農地であり、隣接する土地も飯能住まい制度を活用した住宅が建てられる予定であることから特段の問題はないと考えます。</p> <p>したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在狭山市にて賃貸アパートにて妻と2人で生活しております。</p> <p>申請人夫婦は、以前から豊かな自然の中で家庭菜園をし、のびのびと生活をしたいと思っていました。</p> <p>所沢に勤務先があり通勤可能で自然環境の豊かな場所を探していたところ、今回飯能市に、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。</p> <p>飯能住まい制度としては32件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。</p> <p>申請年月日は、令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p>

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号

5－5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－5について、3月16日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字上名栗字小出地内にございます。

農地の現状は、周辺に樹木がありますが、農地にかかる部分の枝は適正に伐採されており、農地も保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、市内にて不動産業を営んでいる法人です。

次に申請目的は建売住宅敷地です。

申請地は、名栗地区の中でも生活をするうえで必要な施設が整っている場所であり、また、前面に流れる入間川の景観の良さや日当たりの良さもあり、ファミリー層が住みやすく、優良な物件として販売の見込みがあると考えられることから、申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されな

いということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番 申請地への進入路はどのようになっていますか教えてください。

事務局 県道からスロープになっております。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号非農地判定について、ご説明いたします。</p> <p>【資料に基づき説明】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細については、担当から補足説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号非農地判定について、補足説明いたします。</p> <p>今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、吾野地区および名栗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。</p> <p>対象農地は9筆、4, 777m²です。本日、この意向確認書が提出された農地9筆、4, 777m²が、非農地判定となる農地となります。</p> <p>続いて、今回の判定方法をご説明いたします。</p> <p>「農地法の運用について」第4の(4)のアであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要さなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。</p> <p>以上のア・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。</p> <p>今回、意向確認書が提出された農地9筆、4, 777m²については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。</p> <p>説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>まず吾野地区担当委員の梶川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第2号非農地判定について、3月10日に松本健一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現地は山林の様相を呈しており、道もないくらい木が生い茂り傾斜もきついて営農継続は困難と考えられ、周辺への影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた松本健一推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
9番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>続いて名栗地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいた</p>

	します。
4番	議案第2号非農地判定について、吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 現地は重機の進入も不可能な状況でした。南側斜面であり日照はあるものの傾斜もきつゝ樹木も繁茂している状態であり営農継続は困難と考えられ、周辺への影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。
4番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、本件について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、露地野菜等の様々な品種の野菜です。 整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は主に枝豆、ブロッコリーなどの露地野菜を作付けしております

す。

販路としては、主にスーパーでの販売などです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

4番

利用権設定の賃借料の金額はどのように決めるのですか。

事務局

貸付人と借受人との利用権設定をする際に話し合って決定します。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年3月飯能市農業委員会総会を閉会します。